みんぱくリポジトリ
国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

Formation and Reformation of Grazing Camps : Flexible Relationships among the Sheep Herders of East Nepal

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渡辺, 和之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003952

正　誤　表

ページ	位置	誤	正
238	最下段	usu-right	use-right
249 表 5	200-499 頭／主人	4	5
	100-199 頭／主人	9	8
	100-199 頭／計(世帯)	5	8
	50- 99 頭／計(世帯)	11	8

国立民族学博物館研究報告32(2): 237-301 (2008)

放牧キャンプの構成と離合集散
──東ネパールにおける羊飼いの流動的な関係──

渡　辺　　和　之*

Formation and Reformation of Grazing Camps: Flexible Relationships among the Sheep Herders of East Nepal

Kazuyuki Watanabe

東ネパールの羊飼いは定住村を持ち，世帯の一部成員が家族のもとを離れて牧畜をおこなう点で，移牧に従事している。羊飼いの多くは男性である。彼らは放牧キャンプに寝起きし，移動と放牧を共同している。

本論文は羊飼いの社会関係を考察することを目的とする。特に放牧キャンプの社会構成と羊飼い同士のテリトリーをめぐる関係に注目し，放牧キャンプの形態と成員がいかに流動的な関係のなかで変化するのかを明らかにした。この結果，次の 3 点が明らかになった。

1）放牧キャンプの成員は特定の出身村，民族集団，カーストに限定されない。親族・姻戚関係のない羊飼い仲間と放牧キャンプを構成することも多い。また，家畜頭数の多い主人は頭数に応じて牧夫を雇用する。

2）主人と牧夫の関係は不安定である。牧夫が頻繁に辞めるため，労働力不足に陥った主人が他の放牧キャンプに合流するなど，主人はリスクを抱えている。

3）放牧キャンプの離合集散は，放牧地をめぐる関係に影響する。羊飼いのなかには「誰々の放牧地」と呼ばれるテリトリーがあり，優先的な利用者が存在する。しかし，テリトリーを持たない人も，優先的な利用者と放牧キャンプをともにすれば，後者のテリトリーを付随的に利用できる。共同放牧は当事者間の話し合いで決定する。また，優先的な利用者の引退に伴い，親族・姻戚関係のない人が空いたテリトリーを継承することもある。

結論として，羊飼いの社会関係は流動的であり，恒常的な集団を構成しない点に特徴がある。このため，放牧キャンプの成員は時間の経過に伴い変化する。そして，その過程で彼らの社会的な立場が変化することがある。また，状況次第では，牧夫が主人となり，テリトリーの利用権を継承する可能性もあることを考察した。

*立命館大学非常勤講師，国立民族学博物館共同研究員

Key Words：transhumance, owners, hired shepherds, territories, joint grazing
キーワード：移牧，主人，牧夫，雇用牧夫，テリトリー，共同放牧

The purpose of this paper is to consider the social relationships of the sheep herders. It focuses especially on the social formations of grazing camps and the territorial relations among the herders, demonstrating how the forms and memberships of the grazing camps change according to their flexible relationships.

Fieldwork was carried out among the sheep herders of East Nepal. They engage in transhumance: the herders have their sedentary village, and some household members engage in pastoralism apart from their family. Most herders are male. They live together in their grazing camps, and share migration and grazing. The features of this way of life, as a result, are outlined in the following three points.

1) The formation of grazing camps is not restricted by village, ethnic group, or caste. The herders form grazing camps not only according to kin or affinal relationships but also according to mutual relationships as colleagues. In addition, large herd owners hire shepherds depending on herd size.

2) The relationships between herd owners and hired shepherds are unstable. Although large herd owners hire shepherds, there are problems with demand. Sometimes they are forced to join with other owners because of the scarcity of shepherds for hire.

3) The flexibility of the grazing camp affects herders' relationships to "their pastures". Despite the existence of territory and privileged use among the herders, others can access pastures by joint grazing with the privileged users. Joint grazing is decided by negotiations among the herders concerned. Furthermore, use-rights can be passed on when vacant territories appear due to the retirement of privileged users. Such succession is not restricted to kin or affinal relations.

The main feature of the herders' social relationships is flexibility. There are no permanent groups. The forms and memberships of grazing camps change over time. Such a process makes it possible for herders' social positions to change in the long run. It is possible for a hired herder to become the owner and succeed to the usu-right under certain conditions.

1　序論
2　放牧キャンプの社会構成
2.1　羊飼いと放牧キャンプ
2.2　主人と牧夫
2.3　家畜頭数と放牧キャンプの構成
2.4　放牧キャンプの構成と成員間の関係
3　主人と牧夫の関係
3.1　主人と牧夫の契約
3.2　牧夫の年間変動とその要因
4　テリトリーをめぐる羊飼い同士の関係
4.1　夏の放牧地と羊飼いの利用方法
4.2　テリトリーと共同放牧
4.3　テリトリーをめぐるトラブル
4.4　放牧地の変更とその理由
4.5「空いた放牧地」の継承
5　考察　放牧キャンプの離合集散と羊飼いの流動性
5.1　放牧キャンプの複雑な成員構成
5.2　主人＝牧夫関係
5.3　テリトリーをめぐる社会関係
6　結論　羊飼いの流動性

1　序論

ヒマラヤでは山地を季節移動しながら，家畜を飼養することがある。このような牧畜は移牧と呼ばれてきた。遊牧との違いは，移牧の場合，定住村があることである。もともと移牧は山地における垂直的な移動をさしていたが，平原地帯における水平的な移動も含めることもある（Kavoori 1999; 池谷 2006）。本稿では，後者の形態も含め，定住村を持ちつつ，家族ないし，その一部が宿営しながら，家畜を飼養することを移牧とする。

この定義にのっとれば，南アジアでは，ヒマラヤ南面地域のほかに，北インド平原地帯にも移牧が分布することになる。対象となる家畜は高地ではヤク，及びヤクと牛との交配雑種で，羊や山羊が飼われることもある（Ehlers and Kreutzmann 2000）。中間山地帯では羊と山羊が主な対象だが，水牛の移牧もある（吉住 1991; 1992; 2001）。平原地帯では羊や山羊のほかにラクダも移牧の対象となる（池谷 2006）。このうちもっとも広域に移動するのが，羊や山羊の移牧であり，その行程は片道百キロを越えることもある（Casimir and Rao 1985; Kavoori 1999; 渡辺 2000）。

ヒマラヤ南面地域における羊や山羊の移牧研究を大きく分けると，1）季節移動（Pignède 1993 (1966); Messerschmidt 1974; Alirol 1976; Dahal et al 1977; Casimir and Rao 1985; 渡辺 2000），2）畜産物の利用（渡辺 2003; Watanabe 2005），3）放牧地の資源利

用（Barth 1956; Tucker 1986; Rao 1992; Saberwal 1999）などが対象とされてきた。しかし，これらの研究では，移動や放牧の単位となるキャンプの社会構成については，非常に断片的で，記載がない場合も多い。

それでも，羊や山羊の移牧の場合，その社会構成はヤクや交配雑種の移牧よりもかなり複雑な傾向にあることがわかる。たとえば，ヤクの移牧では，村の周囲から背後の高山草地に至る共有林のなかで移牧は完結し，移動や放牧は世帯を単位とし，家族が交代で家畜の番にゆく傾向にある（Fürer-Haimendorf 1975; Brower 1992; Stevens 1993; Ehlers and Kreutzmann 2000）。これに対し，羊や山羊の移牧の場合，妻子を伴い，家族で移動することもあれば（cf. Casimir and Rao 1985），男だけで移動する場合もある（cf. Messerschimidt 1974; 渡辺 2000）。また，数世帯集まってキャンプを形成したり，牧夫を雇用することもある（cf. Rao 1992; 1995）。

こうした放牧キャンプにおける社会関係をテーマとして研究した唯一ともいえる研究がアパルナ＝ラオの研究である。彼女はインドのカシミール地方で羊や山羊の遊牧をおこなうバッカルワルを対象とし，その社会関係の位相と放牧地利用を明らかにしている。ラオによれば，バッカルワルは複数の家族が集まって移動している。その成員は季節的にも，世帯の発展段階によっても変化するが，基本的に彼らの移動と放牧の単位となるのは父系親族集団であるビラーダリ（biradari）を越えることはない（Rao 1988: 208, 209–210）。

ラオはまた彼らのテリトリーをめぐる関係にも注目している。バッカルワルの放牧地は国家が管理する国有林であり，冬の放牧地の場合，森林局によって割り当てられるが，夏の放牧地の場合，放牧料さえ払えば国家は介入せずあとは集団内での交渉となる。彼らは放牧に際し，チェール（cher）と呼ばれる放牧場所に対し，権利を持つ。このチェールへのアクセスは通常 1 年のみで，相続や結婚，売買，交換によって得られるが，逆に失われることもあるという。また，放牧料を支払えば，ビラーダリ以外の人でも利用可能である。チェールへのアクセスは，政治力や家畜頭数，労働力の確保と密接に関わっており，政治的に力のある人がチェールを増やしたり，逆に弱い人が失うこともあるという（Rao 1992: 102–108）。

近年，インドの牧畜研究が進展し，羊や山羊の移牧に関する民族誌も刊行されるようになった（Agrawal 1998; Kavoori 1999; Saberwal 1999）。だが，これらの研究でも，家畜構成についてはふれられても，具体的なデータに即して放牧キャンプの構成や主人＝牧夫関係などの分析はほとんどない。まして放牧キャンプの成員がどう変化したのか，動態的な分析をしたものはない。また，イギリスの植民地時代から政府による

森林管理がおこなわれたインドと，直接的な植民地とならかったネパールでは国家による森林管理のあり方も大きくことなり，放牧をめぐるテリトリーのあり方も異なることが予想される。

そこで，本稿では，羊飼いの移動と放牧の単位となる放牧キャンプにおける社会関係を明らかにする。まず，彼らの放牧キャンプの構成を分析する。特に，羊飼いの出身村，民族集団，家畜頭数，主人間の関係に注目し，放牧キャンプの構成パターンを分析する。次に主人＝牧夫関係に注目し，牧夫の契約方法，雇用状況，及びその変化について記述する。さらに，テリトリーをめぐる関係に注目し，利用者同士の関係が，いかに放牧キャンプの離合集散に影響するのかを明らかにする。

調査は 1994 年から 1996 年にかけての短期調査と，1996 年 3 月から 1998 年 8 月までの長期調査においておこなった。これらの期間を通じて，計 13 ヶ月羊飼いの放牧キャンプで調査し，約 6 ヶ月彼らの村に滞在した。

対象とするのは東ネパール・オカルドゥンガ郡ルムジャタール村の羊飼いである。ルムジャタール村はカトマンズの東 100 km，エベレストの南 100 km の距離に位置する（図 1）。この村の標高は 1300 m で，中間山地帯に位置する。ネパール国内では温暖な気候と年間 1800 mm 程度の豊富な降水量に恵まれるため，村ではトウモロコシやシコクビエの畑作に加え，潅漑施設の整った場所では水田稲作も可能である（写真 1）。

この村は郡内でも羊飼いの多い村として知られている。ただし，筆者の調査によれば，羊の牧畜に従事するのは 566 世帯中，26 世帯のみだった（1998 年 8 月時点）。彼らは定住村を持ちつつも，一部の村人が妻子を家に残し，年間を通じて男たちばかりで家畜の群れを率いて放牧に従事する（写真 2）。その移動はヒマラヤ山脈の高山草地からタライ平原近くの低地にまでおよぶ（図 1）。その間，直線距離にして 100 km 以上，高度差では 4000 m 以上にわたる（詳しくは渡辺 2000）。

2　放牧キャンプの社会構成

2.1　羊飼いと放牧キャンプ

ルムジャタール村の羊飼いは定住村を持ちながら，家畜を放牧している。彼らのように移動しながら家畜を飼養する人のことを，ネパール語でゴタラ（goṭhāla）という。ゴタラとは，直訳すれば「ゴートの人」を意味し，ゴートに住みながら家畜を飼養する人のことである。本論文ではこれまで特に断りもなく「羊飼い」と言及してきたが，この語に相当するローカルタームがベダ・ゴタラ（bheḍā goṭhāla）である[1)]。直



図 1　ルムジャタール村と羊飼いの移動ルート



写真 1　ルムジャタール村（標高 1300 m）



写真 2　羊飼い G2 氏（右端）とその家族。



写真 3　羊飼いの移動。秋の移動では月明かりの下で移動することもある。

訳すればネパール語で「羊のゴタラ」を意味する（写真 3）。

次にゴート（goṭh）であるが，この語は非常に多義的な意味で用いられる。第 1 に，ネパール語で普通ゴートと呼べば，定住家屋（ghar）に隣接する家畜小屋をさすのが一般的である。第 2 に，家畜を飼養する人々が用いる場合，移動する先で人間が寝泊まりする仮小屋のことをさす（渡辺 1998）。第 3 に，ゴートは社会的な文脈で述べられることがある。羊飼いは移動に際し，複数の人々が集まり，宿営や放牧を共同でおこなっているが，この単位もゴートと呼ばれる。そこで，本論文では，第 3 の意味でいうゴートを，放牧キャンプと呼ぶことにする。すなわち，家畜を飼養するために移動や放牧をともにする人々の単位が放牧キャンプである。

表 1 には，ルムジャタール村の羊飼いが属す，すべての放牧キャンプの構成を示した。放牧キャンプは季節的にも人間関係によっても変化するが，1997 年 6 月時点で 11 グループ，羊飼いの数は 59 人いた。以下では，彼らについての調査資料をもとに，放牧キャンプの構成，および牧畜の担い手となる羊飼いの輪郭について述べてゆきたい。

2.2　主人と牧夫

羊飼いのなかには，「主人」（sāhū）と「牧夫」（goṭhāla）と呼ばれる人たちがいる。

主人とは，家畜の所有者であり，かつ他の所有者に雇われず，独立して経営をおこなっている人々のことをさす。これに対し，牧夫とは，他の主人から雇用され牧畜に従事する人のことである[3)]。

この区分は以下の分析をすすめる上で暫定的にもうけたものである。結論を先取りすれば，現実には，彼らのなかにも「主人」と「牧夫」の境界があいまいな人もいる。また，時間の経過とともに，「主人」が「牧夫」になったり，逆に「牧夫」が「主人」となることも起こりうる。そこで，本論文では，こうした彼らの「主人」＝「牧夫」関係の流動性を分析の俎上に載せるため，あいまいな場合は，当人による区分を尊重することにした。また，以下の分析では，まず一時点における放牧キャンプの社会構成を静態的に分析した後で，動態的な分析に移ることとする。

表 1 の例でみれば，1997 年 6 月時点で，羊飼い 59 人のうち，主人に相当するのが 29 人，牧夫が 30 人である。主人のうち 3 人は同じ世帯に属しており，家畜も分割していない。このため，世帯数では主人が 27 世帯，牧夫は 30 世帯となる。

なお，表 1 では，それぞれの放牧キャンプに①から⑪までの番号をふってある。また，個々の羊飼いについては，名前の代わりに民族集団別のイニシャル＋通し番号で示した。さらに，主人の場合はイニシャルを大文字で，牧夫の場合はイニシャルを小文字で示してある。その際，牧夫の名前は雇用者である主人のあとに記しておいた。たとえば，放牧キャンプ①の G1 氏はグルンの主人であり，彼の牧夫である t1 氏と t2 氏はいずれもタマンの牧夫である。同じ放牧キャンプ①にはタマンの主人である T1 氏がいるが，牧夫 t1 氏とは別人なので注意されたい。以下，本論文で個々の羊飼いに言及する際には，この表 1 の表記を用いることとする。

表 1 を，年齢，出身村，民族集団・カースト別に整理したのが，表 2 から表 4 である。まず，年齢では（表 2），主人のうち，50 代（11 人）がもっとも多く，30 代（7 人），60 代以上（5 人），40 代（4 人），20 代（2 人）と続き，10 代はいない。これに対し，牧夫の場合，10 代（13 人）がもっとも多く，それ以上の世代では，20 代（3 人），30 代（4 人），40 代（2 人），50 代（1 人），60 代以上（4 人）と，大差がない。全体として，牧夫よりも主人に高齢者が多い。牧夫の場合，10 代から 20 代になると激減し，それ以上の年代では大きな変化はみられない。

次に，出身村では（表 3），羊飼い 59 人中 26 人がルムジャタール村で，もっとも多い。このうち，21 人が主人，残りの 5 人が牧夫である。主人の出身村は，ルムジャタール村を除くオカルドゥンガ郡内（4 人），ソルクンブー郡（3 人），ウダイプール郡（1 人）におよぶが，いずれもルムジャタール村と較べると少数であり，この村に

表 1　放牧キャンプの構成一覧（1998 年 6 月）

キャンプ	主人	牧夫	年齢	民族集団	出身村	羊の頭数	労働	成員間の関係
①	G1		60	グルン	ルムジャタール村	146	△	羊飼い仲間
		t1	50	タマン	ルムジャタール村	20	○	＋
		t2	17	タマン	ウダイプール郡	7	○	その牧夫
	T1		50	タマン	オカルドゥンガ郡内	115	○	
		m1	18	マガール	ウダイプール郡	4	○	
	G2		57	グルン	ルムジャタール村	47	○	
					小計	339		
②	G3		45	グルン	ルムジャタール村	100	○	兄弟
	G4		50	グルン	ルムジャタール村	100	○	＋
	G5		35	グルン	ルムジャタール村	100	○	羊飼い仲間
	S1		80	シェルパ	オカルドゥンガ郡内	80	○	＋
		t3	12	タマン	ウダイプール郡	12	○	その牧夫
					小計	392		
③	G6		45	グルン	ルムジャタール村	120	○	兄弟
		t4	17	タマン	ウダイプール郡	5	○	＋
	N1		50	ネワール	ソルクンブー郡	45	○	羊飼い仲間
	N2		39	ネワール	ソルクンブー郡	60	○	＋
					小計	230		その牧夫
④	R1		45	ライ	ルムジャタール村	200	○	羊飼い仲間
		r1	18	ライ	オカルドゥンガ郡内	0	○	＋
		r2	12	ライ	ウダイプール郡	0	○	その牧夫
	G7		80	グルン	ルムジャタール村	80	○	
	R2		65	ライ	オカルドゥンガ郡内	70	○	
	T2		21	タマン	ウダイプール郡	70	○	
					小計	420		
⑤	G8		50	グルン	ルムジャタール村	500	○	単一主人
		t5	30	タマン	ルムジャタール村	50	○	＋
		g1	19	グルン	オカルドゥンガ郡内	30	○	その牧夫
		t6	22	タマン	？	0–10	○	
		c1	18	チェトリ	ウダイプール郡	0–10	○	
		m2	60	マガール	ウダイプール郡	0–10	○	
					小計	610		
⑥	G9		50	グルン	ルムジャタール村	200	○	羊飼い仲間
		t7	22	タマン	ルムジャタール村	27	○	＋
	G10		50	グルン	ルムジャタール村	40	×	その牧夫
		m3	30	マガール	ウダイプール郡	12	○	
	G11		50	グルン	ルムジャタール村	41	×	
		h1	？	？	？			
	N3		55	ネワール	ソルクンブー郡	57	△	
		n1	16	ネワール	ソルクンブー郡	0-10	○	
					小計	387		

⑦	G12		80	グルン	ルムジャタール村	200	○	主人＋
	G13		30	グルン	ルムジャタール村	—	○	長男家族
	G14		30	グルン	ルムジャタール村	—	○	＋
	G15		45	グルン	ルムジャタール村	250	○	姻戚
		m4	15	マガール	オカルドゥンガ郡内	0–10	○	＋
		t8	40	タマン	ウダイプール郡	30	○	その牧夫
		r3	12	ライ	ウダイプール郡	2	○	＋
	M1		25	マガール	オカルドゥンガ郡内	70	○	羊飼い仲間
	G16		35	グルン	ルムジャタール村	30	○	
					小計	582		
⑧	G17		38	グルン	ルムジャタール村	500	○	単一主人
		t9	60	タマン	ルムジャタール村	0–10	○	＋
		c2	20	チェトリ	オカルドゥンガ郡内	0–10	○	その牧夫
		g2	？	グルン	オカルドゥンガ郡内	0–10	○	
		g3	60	グルン	オカルドゥンガ郡内	0–10	○	
		t10	17	タマン	シンドゥリ郡	0–10	○	
					小計	550		
⑨	G18		50	グルン	ルムジャタール村	250	△	単一主人
		t11	30	タマン	ソルクンブー郡	0–10	○	＋
		t12	17	タマン	シンドゥリ郡	0–10	○	その牧夫
		m5	40	マガール	ウダイプール郡	0–10	○	
		g4	70	グルン	？	22	○	
					小計	302		
⑩	G19		35	グルン	ルムジャタール村	約 180	○	単一主人
		t13	30	タマン	ルムジャタール村	約 20	○	＋
					小計	約 200		その牧夫
⑪	G20		50	グルン	ルムジャタール村	150	△	単一主人
		t14	？	タマン	オカルドゥンガ郡内	20	○	＋
					小計	170		その牧夫
合計	29	30				4182		

(1) 調査による。
(2) 羊飼いの名称は，主人・牧夫別に，民族集団ごとの通し番号を付け記号化したものである。
・民族集団の記号は次の通り。G: グルン，T: タマン，R: ライ，M: マガール，N: ネワール，C: チェトリ，S: シェルパ，H: 不明。
・主人の名称は大文字，牧夫のものは小文字で示す。例：放牧キャンプ①の G1 はグルンでルムジャタール村の主人，t1 はタマンでルムジャタール村の牧夫である。
・牧夫の名称は雇用主の下に記載している。例：主人 G1 は牧夫 t1 と牧夫 t2 を雇用する。
・通し番号は主人・牧夫別に民族集団ごとに付ける。例：主人 T1 と牧夫 t1 は別人である。
(3) 年齢は彼らが自称したものである。実際には前後 10 歳程度の誤差があると思われる。
(4) 労働とは主人が放牧に参与する程度をあらわす。○は年間を通じて放牧に参加，△はまれに放牧地を訪れる程度，×は年間を通じて村に住み放牧に参加しないことをあらわす。
(5) 家畜頭数は羊と山羊の双方を足した数である。聞き取りによるため，実際よりも若干多いと思われる。
(6) 放牧キャンプ⑦の G13 と G14 は G12 と同じ世帯に属し，羊も分けていない。
(7) 放牧キャンプの構成は 1998 年 6 月時点のものである。それ以前に羊飼いを辞めた人はこの表に含まれていない。

表 2　羊飼いの年齢

年齢	主人	牧夫	計（人）
60 歳以上	5	4	9
50–59 歳	11	1	12
40–49 歳	4	2	6
30–39 歳	7	4	11
20–29 歳	2	3	5
10–19 歳	0	13	13
不明	0	3	3
計	29	30	59

調査：1998 年 6 月。単位は人数。世帯では総数 57。
30 代の夫婦 2 人（主人）が 60 代の父親と移動をともにするため。
彼らの子供（10 歳以下 3 人）は表に含めていない。

表 3　羊飼いの出身村

出身村	主人	牧夫	計（人）
オカルドゥンガ郡　（ルムジャタール村のみ）	21	5	26
オカルドゥンガ郡内（ルムジャタール村を除く）	4	7	11
ソルクンブー郡　（夏の放牧地付近）	3	2	5
ウダイプール郡　（冬の放牧地付近）	1	11	12
シンドゥリ郡　（冬の放牧地付近）	0	2	2
不明	0	3	3
計	29	30	59

調査：1998 年 6 月。単位は人数。世帯では総数 57。

表 4　羊飼いの民族集団

民族集団	主人	牧夫	計（人）
グルン	20	4	24
タマン	2	14	16
マガール	1	5	6
ライ	2	3	5
ネワール	3	1	4
チェトリ	0	2	2
シェルパ	1	0	1
不明	0	1	1
計	29	30	59

調査：1998 年 6 月。単位は人数。世帯では総数 57。

表 5　羊飼いの家畜頭数

家畜所有頭数	主人	牧夫	計（世帯）
500–　頭	2	0	2
200–499 頭	4	0	5
100–199 頭	9	0	5
50– 99 頭	7	1	11
– 49 頭	5	29	34
計	27	30	57

調査：1998 年 6 月。単位は世帯。

主人が多いことがわかる。牧夫の場合，ウダイプール郡の出身者（11 人）がもっとも多く，隣のシンドゥリ郡の出身者（2 人）とあわせると，牧夫の半数近くを占める。これは，牧夫の多くが冬の放牧地となる両郡で雇用されることを反映している。特に 10 代の牧夫（13 人）のうち，9 人は冬の放牧地の出身である。また，のちにみるように，彼らは農家の次三男以下であることが多く，放牧にやってきた主人に牧夫として雇われている。

さらに，民族集団・カースト（jāt）では（表 4），もっとも多いのがグルンであり，羊飼い 59 人中 24 人を占める。また，主人 29 人のうち 20 人がグルンであり，主人の 2/3 以上を占めている。ただし，残りの 9 人の主人は，多い順にネワール（3 人），タマン（2 人），ライ（2 人），シェルパ（1 人）であり，単純にグルン＝主人ではない。牧夫のなかではタマンが半数近く（14 人）を占める。タマン以外では，マガール（6 人），グルン（4 人），ライ（3 人），チェトリ（2 人），ネワール（1 人）など，多様である。カーストという点では，いずれの場合も浄カーストだけで構成されており，ダマイ，カミ，サルキなど，いわゆる不浄カーストに属する羊飼いはいない。その理由ははっきりとはわからないが，おそらくはカースト間の食物授受の規則の影響もその 1 つと思われる[4]。移動生活では，他人が調理したものを全員で食べることになる。それゆえに同じ放牧キャンプ内に不浄カースト出身者が含まれることが忌避されていると考えられる。

また，主人，牧夫ともに，そのほとんどが中位カーストに相当するチベット＝ビルマ語系の民族集団に属しているが，パルバテ・ヒンドゥーの高位カーストであるバフン（ブラーフマン）やチェトリ（クシャトリヤ）の羊飼いもごくわずかながら存在する。たとえば，1998 年には，放牧キャンプ⑤と⑧には，チェトリの牧夫がいた。また，1996 年までは司祭カーストであるバフンの主人もいたという。このように高位カーストの羊飼いも他のカーストの人々と放牧キャンプをともにしている。ここから，彼

らの間で忌避されるのは不浄カーストからの食物授受でだけであり，浄カースト内部での差違については明確ではないことがわかる。

ネパールの場合，インドのような牧畜カーストという概念も特に明確にはなく，特定の民族集団・カースト職業が牧畜と結び付けられることもない。少なくともグルンに関する限り，彼らはすべて羊飼いではないし，羊飼いもまたすべてグルンでもない。したがって，以上の点から，カーストは民族集団同様，放牧キャンプの構成に直接的に影響しているとは言い難い。

以上の分析からわかることは次の 3 点である。

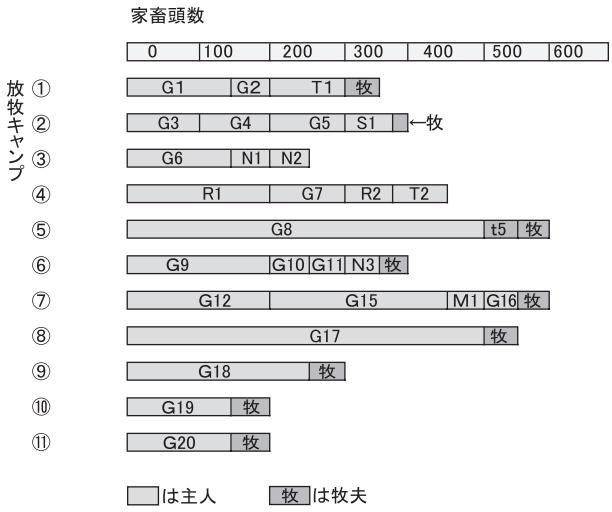


図 2　家畜頭数と放牧キャンプの構成（1998 年 6 月）

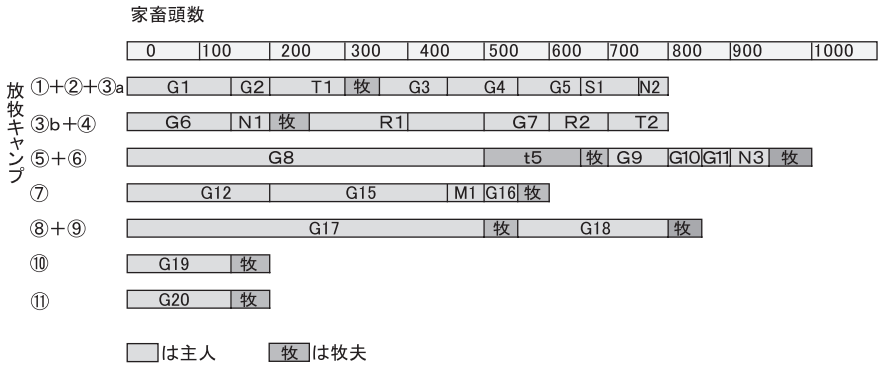


図 3　家畜頭数と放牧キャンプの構成（1998 年 7 月）

1）放牧キャンプの成員はある特定の民族集団や村に集中する傾向はあるが，限定されない。主人の場合グルンが 2/3 を占め，牧夫の場合タマンが半数を占めるが，それ以外の主人や牧夫もいる。また，主人の場合，ルムジャタール村の出身者が 2/3 を占め，牧夫の場合は冬の放牧地となる低地の出身者が半数を占めるが，それ以外の村の出身者もいる。

2）不浄カースト以外の浄カーストの成員で放牧キャンプが構成されている点ではカーストの規則は機能しているが，放牧キャンプの成員を特定のカースト成員に限定するカーストの規則は存在しない。

3）したがって，放牧キャンプの成員をある特定の村，民族集団・カースト（jāt）に固有な属性として単純に還元できないことがわかる。換言すれば，羊飼いの放牧キャンプは村落，民族集団・カーストだけでは留まらない社会関係で構成されるのである。

2.3　家畜頭数と放牧キャンプの構成

次に家畜頭数と放牧キャンプの構成との関係について分析する。表 5 は羊飼い 57 世帯で所有される家畜頭数を示したものである（1998 年 6 月時点）。家畜の所有単位は世帯であるが，家畜の所有頭数は世帯ごとにまちまちである。もっとも多い世帯で 500 頭，少ない世帯では 10 頭にも満たない。主人の場合，もっとも多いのが家畜頭数 100 頭から 199 頭までの世帯で，主人の約 1/3 を占める。これをピークに 200 頭以上所有する世帯も，20 頭未満しか所有しない世帯も，その数が減少している。牧夫の場合，いずれも 99 頭以下であり，そのほとんどが 50 頭未満しか所有しない世帯である。

こうした家畜頭数の違いは放牧キャンプの構成に大きく影響をおよぼす。なぜなら，各世帯が所有する家畜頭数には明らかに違いがあり，その所有者たちが集まり，放牧キャンプを構成するからである。図 2 は 1998 年 6 月時点での世帯ごとの家畜頭数と放牧キャンプの構成を示したものである。ここから，次の 3 点がわかる。

1）家畜頭数が多い主人は，主人 1 人およびその牧夫でひとつの放牧キャンプを構成する。たとえば，放牧キャンプ⑤や放牧キャンプ⑧がその例である。いずれも主人の家畜頭数は約 500 頭と多く，単独の主人が複数の牧夫を雇用している。

2）家畜頭数が少ない世帯では複数の主人同士があつまってひとつの放牧キャンプを構成する。たとえば，放牧キャンプ①の場合，複数の主人が集まり，全体で家畜 339 頭を飼養している[5)]。

3）この結果，羊飼いは全体として，放牧に際し，おおむね 200–500 頭規模の家畜の

群れを構成する傾向にある[6]。

以上のように彼らはお互いに所有する家畜をひとつの群れのもとで管理しており，宿営や放牧にかかる経費や労働力を補いあっている。このように複数の主人たちが集まり，移動や放牧をともにすることを，羊飼いは「ゴートをあわせる」（goṭh misāunu），「ツォックを 1 つにする」（euṭā tsok banāunu），「テガを 1 つにする」（euṭā ṭega rakhnu）などと表現する。ここでいう「ゴート」とは放牧キャンプのことをさすが，この場合は寝食をともにする場としての仮小屋と捉えることも可能である。いずれも，「ゴート」を仮小屋や放牧キャンプにたとえることで，ともに人が住む場として放牧キャンプが捉えられている（写真 4）。また，ツォック（tsok）とは搾乳用具を吊す Y 字型の杭のことであり，テガ（ṭega）とは搾乳した乳を撹拌する木製の容器のことである。ツォックやテガを 1 つにするとは，共同生活に要する経費をともに負担するという意味で用いられる（写真 5）。

なお，羊飼いの間では，放牧キャンプを示す場合，「誰々のゴート」と呼ばれることもある。放牧キャンプの名前はふつう主人の名前で呼ばれる。主人が複数いる場合，代表者の名前で呼ばれる傾向にある。たとえば，放牧キャンプ①の場合，「G1 のゴート」と呼ばれている。これは 3 人の主人のうち，G1 氏の家畜頭数がもっとも多いこと，また羊飼い仲間のなかで G1 氏の名前がもっとも知られているからである。代表者は複数になることもある。放牧キャンプ③の G6 氏と放牧キャンプ⑨の G18 氏はしばしば放牧を共同することがあり，その放牧キャンプは「G6 と G18 のゴート」と呼ばれていた（ただし，1998 年 6 月には 2 人は別々に放牧していた）。

放牧キャンプの構成は季節によっても変化する。以上に述べてきた放牧キャンプの構成は針葉樹林帯に滞在する 6 月中旬から 7 月中旬のものである（図 2）。夏の高山草地に滞在する 7 月中旬から 8 月中旬までの間は別のパターンを示す（図 3）。これは夏の高山草地の場合，放牧の方法が他の季節と異なるからである。そこでは，複数の主人が集まり，共同で放牧することにより，放牧を省力化する（渡辺 2000: 212–213）。7 月に確認できなかった放牧キャンプ⑩と⑪を除くと，高山草地では，針葉樹林帯で放牧していた複数の放牧キャンプが合流して，大きな放牧キャンプを形成している。たとえば，放牧キャンプ①の場合，高山草地で放牧キャンプ②，および放牧キャンプ③の一部と合流し，放牧キャンプ（①＋②＋③ a）になった[7]。1 つの放牧キャンプに含まれる家畜の数は 1000 頭以上，羊飼いの数は針葉樹林帯に滞在する時の倍以上になることもある。こうした夏における放牧の共同は高山草地を下りると解消される。



写真 4　仮小屋として放牧キャンプ（ゴート）。その形は季節によって変化するが，たとえ仮小屋を使わず，露営する場合でもその宿営地はゴートと呼ばれる。ゴートとは家畜を飼養するために家畜とともに住まう場そのものをさしている（渡辺 1998:134）



写真 5　ツォックとテガ。ツォックは右端の搾乳用具を支えている柱，テガは乳を発酵させ，撹拌する木製の容器のことである。それらをともにする人は家畜頭数に応じて出費を負担する。

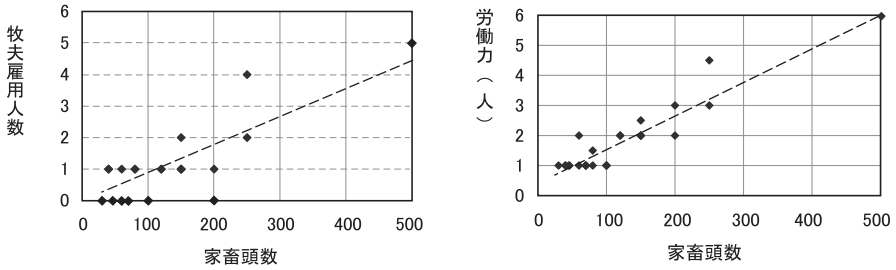


図 4　家畜頭数・牧夫の雇用人数・主人の参加度
(1)：聞き取りによる。調査：1998 年 6 月。
(2)：労働力とは主人の労働力と牧夫の労働力を足したものである。
(3)：主人の労働力は次のように換算した。ほぼ常時放牧に参加する人は 1 人，まれに参加する人は 0.5 人，年間を通じて放牧に従事しない人は 0 人。

家畜頭数は牧夫の雇用人数とも関係する。羊飼いは「(所有する）羊（の頭数）が多くなれば，牧夫を雇わねばならない」という。また，その目安について尋ねたところ，「羊 100 頭につき，牧夫 1 人が必要である」との答えが返ってきた。そこで，図 4 の左の図に世帯ごとの家畜頭数と牧夫の雇用人数との関係をグラフに示した。散布図のなかには平均値を点線であらわした。たしかに平均値をみると，羊飼いのいうように，羊 100 頭につきほぼ牧夫 1 人を雇用する傾向にあり，家畜頭数と牧夫の雇用人数は正の相関にある。ただし，個々の値の分布状況に注目すると，平均値からのズレもまた少なくない。グラフには，実際には 100 頭以下の家畜しか所有しない主人のなかにも，牧夫を雇用する例が多く含まれている。また，逆に羊 200 頭も持つのに牧夫を 1 人も雇わない人もいる。前者のなかには，自身が放牧には直接従事しない主人も多く含まれる。後者は牧夫を雇わずに家族で放牧に従事する世帯に相当する。これらの事例については，次の 2.4 で詳細に述べる。

そこで，図 4 の右の図には，ほぼ常時放牧に参加する主人を 1 人，まれに参加する主人を 0.5 人，年間を通じて参加しない主人を 0 人として換算し，実際の放牧に従事する労働力と家畜頭数との対応をグラフにしてみた。この場合も，羊 100 頭で労働力 2 人（主人 1 人＋牧夫 1 人），それ以上の場合，羊 100 頭につき牧夫 1 人が増加する点ではおおむね一致している。また，平均値からのズレも左の図と比べてかなり少なくなっている。右の図のなかで平均値から著しく乖離しているのは 2 例だけである。すなわち，羊 100 頭もいないのに労働力が 2 人もいる人が 1 例あり，羊 250 頭なのに労働力が 4.5 人もいる人が 1 例ある。前者に相当するのが放牧キャンプ⑥の N3 氏である。彼は羊の所有者ではあるが，実際の放牧には息子が代わりに行っている。N3

氏の息子は前年に羊の放牧をはじめたばかりである。このため，N3 氏は牧夫を 1 人雇用している。また，後者に相当するのが放牧キャンプ⑨の G18 氏である。彼の牧夫のなかには 70 歳になる老人が 1 人含まれている。いずれの場合も，労働力としてはあまり期待できないため，労働力が 1 人分多くなっているものと思われる。

2.4　放牧キャンプの構成と成員間の関係

以上に見るように，放牧キャンプの構成には家畜頭数が大きく影響するが，物質的な条件だけで決まるものではない。放牧キャンプの共同は当事者同士の話し合いで決定するため，そこに社会関係が大きく介在することになる。そこで，次に放牧キャンプを構成する成員間の関係について検討してゆく。

1998 年 6 月時点で，羊飼いは全体で 11 組に別れて移動していた（表 1）。このうち，1 人の主人（およびその牧夫）で構成されるものが 5 組，複数の主人同士が共同する例が 6 組あった。後者の 6 組のうち，1）実の兄弟同士で共同する例が 2 組，2）家族＋姻戚関係により共同する例が 1 組あった。なお，残りの 3 組は，3）それ以外の関係，すなわち親しい羊飼い同士で構成されるグループだった。

2.4.1　実の兄弟同士で共同する例

1998 年 6 月において，実の兄弟関係で移動をともにしていたのは，放牧キャンプ②の G3 氏・G4 氏・G5 氏の 1 組と放牧キャンプ③の N1 氏・N2 氏の 1 組の計 2 組である。他に放牧キャンプ③の G6 氏と放牧キャンプ⑨の G18 氏も実の兄弟であるが，1998 年 6 月には彼らは別々のキャンプで移動していた。以上の 3 組の兄弟はいずれもすでに結婚し，村でも別々の家に家族が住んでいる[8)]。また，彼らはみな兄弟同士それぞれ生計も異にしており，家畜も兄弟ごとに所有している。たとえば，放牧キャンプ②の G3 氏らの場合，彼らはそれぞれ羊 100 頭程度を所有しており，兄弟 3 人であわせると羊 300 頭近くになる。彼らは年間を通じて兄弟同士で放牧キャンプをともにしている。兄弟のうち，おもに家畜の世話をするのは長男の G4 氏である。彼は年間を通じて宿営地で過ごし，羊の放牧にあたっている。次男の G3 氏と三男の G5 氏は時々交代で家に帰り，宿営地と家を往復する暮らしをしている。

一方，兄弟間の協力関係は G3 氏らのように長く続くとは限らない。放牧キャンプ③の N1・N2 兄弟や放牧キャンプ③と⑨の G6・G18 兄弟がその例である。この 2 組はいずれも調査期間中，移動を一緒にしては離れ，離れては元に戻るの繰り返しであった。その原因について詳しくはわからなかったが，彼らによれば，兄弟同士の諍

いが絶えなかったためという。

2.4.2　家族＋姻戚関係で共同する例

姻戚関係で共同する例は，放牧キャンプ⑦の G12 氏と G15 氏がそれに相当する。後者は前者の娘の夫にあたる。ネパール語で娘の夫と妹の夫はともにジョイン（juwāī）と呼ばれている。ジョインは妻の父親であるサスラ（sasurā）や妻の兄であるジェタン（jeṭhān）に対して日常的に奉仕する関係にある。これに対し，サスラ（妻の父親）やジェタン（妻の兄）は，ジョイン（娘の夫，または妹の夫）に対し，援助を惜しんではいけない関係にある。サスラ＝ジョイン関係にある G12 氏と G15 氏らは，冬の間にはお互い別々に移動し，夏から秋にかけてともに移動していた。また，この他に放牧キャンプ⑨の G18 氏と放牧キャンプ⑤の G8 氏は，ともに放牧キャンプ①の G1 氏のジョイン（妹の夫）に相当する[9]。1998 年にはそれぞれ別々に放牧しているが，G18 氏も G8 氏も羊が少なかった頃には，年間を通じて G1 氏とともに移動したという。

家族で移動する例には，放牧キャンプ⑦の G12 氏・G13 氏・G14 氏らがある。羊飼いのほとんどが男性であるなかで，年間を通じて女性や子供が放牧に従事する点で，彼らの例はめずらしいケースである。G12 家では，G12 氏とその長男である G13 氏の家族が羊の放牧に従事している（次男の家族はルムジャタール村にある家に住んでおり，農業に従事している）。長男の妻である G14 さん（30 歳前後）は放牧地に幼い子供を連れ，育児のかたわら，羊の搾乳や食事の支度などを手伝っている[10]。一番大きな子供でもまだ 5 歳である。G14 さんは子供たちが小学校に入学する頃までは子供を連れて放牧生活に従事するという。G12 家では，長男夫婦と次男夫婦との間でまだ世帯を分けていない。このため，G14 さんが子供たちを連れて村に戻る時には，独立して家を構えるという。

1998 年 6 月の時点では，移動に従事する女性はこの G14 さん 1 人だけだった。羊飼いは，「かつて父や夫とともに移動に従事した女性が多くいた」と語ることがある。ただし，詳しく話を聞くと，年間を通じて放牧生活に女性や子供が同行したのは，結婚後の数年間であったということが少なくない。一時的に羊飼いの家族が宿営地を訪れることは今日でもしばしばみられる。季節としては，農閑期である 12 月から 2 月や羊毛を刈る 9 月が多い。

2.4.3　それ以外の関係で構成される例

放牧キャンプは実の兄弟関係や家族・姻戚関係以外の関係で構成されることもある。たとえば，放牧キャンプ⑥のG9氏・G10氏・G11氏の例がそれである。彼らはいずれも同じルムジャタール村出身のグルンであるが，親族関係や姻戚関係にはない。また，放牧キャンプ④のR1氏・G7氏・R2氏・T2氏らや，放牧キャンプ①のG1氏・G2氏・T1氏らも，お互いに親族や姻戚による関係はない。後者についてみれば，G1氏とG2氏は同じルムジャタール村出身で民族集団もともにグルンであるが，T1氏は同じ郡内のチプチペ村出身で民族集団はタマンである。また，同様に放牧キャンプ④の例でも，R1氏とG7氏の出身村は共通するが，民族集団は異なる。

実際には出自や姻戚関係がまったくなくても，羊飼いは親族名称を用いてお互いを呼び合っている。すなわち，1）同世代は兄（dāju）＝弟（bhāi），2）1世代違うと父方オジ（kākā）＝兄弟の息子（bhatijā），または母方オジ（māmā）＝姉妹の息子（bhānija），3）2世代違うと祖父（bāje）＝孫（nāni）と呼ぶ。なお，ネパール語で兄弟（dāju-bhāi）という場合，広義には実の兄弟を越えたクラン（thar）や民族集団・カースト（jāt）に属する人，あるいは民族集団まで越えた親しい人まで用いられることもある。羊飼いは，同じ民族集団内では父方オジ（kākā）＝兄弟の息子（bhatijā），民族集団が違うと母方オジ（māmā）＝姉妹の息子（bhānija）と呼んでおり，民族集団が違うかどうかで「親族名称」における父方か母方かを区別している。こうした実際に血縁関係や姻戚関係はなくても親族名称でお互いを呼び合うことは，ネパール語の会話でも一般的であり，牧夫間や主人＝牧夫間でも同様にみられる。

このように，基本的に羊飼い同士では，放牧キャンプをともにするパートナーの選択は当事者同士の話し合いで決定される。その際，1）お互いの家畜頭数が1つの家畜群を形成する上で適切であること，2）個人間の人間関係が良好であることの2点がそろえば，実際には親族関係や姻戚関係がなくても，ともに放牧キャンプを形成している。

2.4.4　村に住む主人の存在

主人の多くは自身も放牧に従事するが，まれに宿営地を訪れる主人や年間を通じてほぼ村に滞在し，放牧にはほとんど従事しない主人も少数存在する。たとえば，放牧キャンプ⑥のG10氏とG11氏は年間を通じて村に住んでいる。1997年から1998年までに関する限り，彼らは放牧には一度も従事していない。

筆者の知る限り，年間を通じて村に住む主人は上記の2人だけなのに対し，宿営地

を離れ，しばしば村に帰る主人もいる。たとえば，放牧キャンプ①の G1 氏は，1997 年には 10 月から翌年の 3 月までの 6 ヶ月間放牧に従事していたが，それ以降，彼はずっと村に滞在している。また，放牧キャンプ⑨の G18 氏の場合，まれに放牧にやって来ては，しばらくするとまた村へ帰っていた。さらに年間を通じてほぼ放牧に従事する主人でも，交代で休みをとり村に帰ることもある。放牧キャンプ①の G2 氏や T1 氏の場合，夏の高山草地に滞在する期間，秋のヒンドゥー教の大祭であるダサインやティハール，家族や親族の通過儀礼の際，交代で家に帰っていた。

宿営地を留守にする際，通常彼らはみずからが所有する羊の世話を牧夫に託してゆく。たとえば，放牧キャンプ①で G1 氏が家畜の世話を託すのは牧夫 t1 氏であり，放牧キャンプ⑥の G10 氏の場合は牧夫 m3 氏，同じ放牧キャンプ⑥の G11 氏の場合は h1 氏である。彼らは牧夫のなかでも特にムリゴタラ（mūlī goṭhāla）と呼ばれ，他の牧夫とは区別されている[11)]。ムリゴタラには牧夫の中でも経験を積んだ年長者がなることが多く，主人の不在時には他の牧夫を指揮するなど，牧夫のなかではリーダー格の存在である。

以上，放牧キャンプを構成する成員間の関係について，主人間の関係を中心に述べてきた。だが，その作業のなかで牧夫の存在ぬきに主人間の関係を語れないことも明らかになった。そこで以下では，牧夫の雇用方法や雇用状況に注目し，主人＝牧夫関係について分析してゆく。

3　主人と牧夫の関係

3.1　主人と牧夫の契約

まず，牧夫の契約方法から検討する。牧夫の契約方法には，1）ジャギール，2）テカウネ，3）ニルベジの 3 つの方法がある。このうちどれを選ぶかは当事者同士の話し合いで決定する。通常，牧夫を雇用する際には契約内容まで話し合うことはなく，契約後 3 ヶ月位たってから詳細に決めることが多い。これは主人が仕事ぶりを見てから給与の額を判断するためだという。

第 1 の契約方法はジャギール（jāgīr）と呼ばれる方法である。ジャギールとは，ネパール語で「給与」をさす。この契約では，牧夫の労働に対し，主人から報酬が支払われる。給与は現金で支払われる場合と現物，すなわち羊（または山羊）で支払われる場合がある。たとえば，放牧キャンプ①の牧夫 t2 氏には，主人である G1 氏から 2 年間で羊 5 頭の給与が与えられている。牧夫の給与は年齢や経験によって差がある。

はじめて牧夫になる 10 代の少年の場合，2 年間で羊 3 頭から 5 頭が支払われる[12]。現金に換算すれば，羊 1 頭を 800 ルピーとして，2400 ルピーから 4000 ルピー程度に相当する（1998 年時点で 1 ルピーは約 2 円）[13]。

この契約では，給与とは別に食事や服も主人から牧夫に支給される[14]。このため，牧夫は文字通り身一つで仕事をはじめることができる。また，給与として支払われた羊が生む畜産物（仔羊や羊毛）も牧夫のものとなる。つまり，制度としては，長く留まり，余計な出費さえしない限り，牧夫の給与は増え続ける仕組みになっている[15]。

羊で給与が支払われることは，新参の牧夫が雇用される際にしばしばみられる。これは主人にとって，給与を手近な現物ですませられるだけでなく，牧夫に仕事を覚えさせるなどの利点がある。牧夫は羊が与られることで，自分の羊を見分け，やがて彼は自分が所有する羊も増えてゆくことを学ぶことにもなる。なお，牧夫の契約は通常 2 年間が単位となる。牧夫たちは年季（miti）が来たら辞めるか，さらに契約を更新するか，自分自身で選択することになる。

第 2 の契約方法はテカウネ（ṭhekhaune）と呼ばれるものである。この方法は主人の羊を牧夫に委託することで，その報酬として委託された家畜の生む畜産物（羊毛や仔羊など）を牧夫に与えるものである。ただし，テカウネによる契約では，委託された家畜が事故や行方不明などで失われた場合，牧夫は損失分を保証しなければならない。この場合，損失分は羊 1 頭に対し 800 ルピーとして現金に換算される。通常，牧夫は損失にみあう現金を持ちあわせていないことが多い。このため，牧夫が辞める際，主人に羊を売って精算することもある。また，テカウネはジャギールやニルベジなどの方法と組みあわせて契約されることが多い。このため，契約終了時に給与から天引きされることもある。

テカウネの契約をするのは 2・3 年目以上の牧夫が多いというが，1 年目の牧夫でもジャギールとテカウネを組み合わせた契約をする人もいる。たとえば，放牧キャンプ②の牧夫 t3 氏の場合，雇用 1 年目には主人である S1 氏から羊 4 頭がジャギールとして支給された。同時にテカウネとして主人の羊 4 頭が委託された。これらの家畜が生む畜産物はすべて牧夫 t3 氏のものとなる。彼の場合，1 年間で自分の所有する羊が 2 頭，主人から委託された羊が 2 頭出産した。このため，彼自身が所有する羊は 4 頭から 8 頭に増えた。計 12 頭の羊から得た羊毛は，すべて彼のものになる。t3 氏は羊毛の一部を売り，山刀（ククリ）を買った[16]。また，残りの羊毛で彼は防寒着であるアバラを作り，自分自身で着用していた。

第 3 の契約方法はニルベジ（nirbyāj）と呼ばれるものである。これは負債の一種で

もある。この方法は，牧夫の雇用に際し，主人が牧夫に現金を貸し付け，その利息（biyāj）を取らない代わりに牧夫から労働力の提供を受けるものである。

こうした契約がおこなわれる背景には，ネパールの村落部で，広く高利の借金（rin）がおこなわれていることがある（Caplan 1970: 93–94, レグミ 1998: 154–158）。ルムジャタール村でも年利にして 36.5% の借金がおこなわれることも多いという[17]。ニルベジによる契約もこれらの借金と同様，牧夫が元本にあたる現金を主人に返却した際に解消される。逆にいえば，元本を返却しない間は借り手である牧夫は貸し手である主人に対し，牧夫として労働力を提供し続けることになる。ただし，ニルベジによる契約はこれらの借金と異なり，土地の用益権を抵当にする必要もない。また，羊飼いは，ニルベジとは無利子の借金という。羊飼い同士でも現金の貸し借りがみられるが，利子を払う限り借金（rin）と見なされ，ニルベジによる雇用とは区別される。

羊飼いによれば，ニルベジによる契約は，おもに牧夫のなかでもムリゴタラを雇用する際に用いられることが多いという。放牧キャンプ①では，この契約をするのは G1 氏のムリゴタラである牧夫 t1 氏である。牧夫 t1 氏は雇用されるにあたり，主人である G1 氏から現金 16000 ルピーのニルベジを受けたという。この例のように，ニルベジによる契約をする場合，主人はまとまった現金を用意しなければならない。このため，主人のなかには牧夫を雇用する現金を工面するために，よそから借金を強いられることもある。

雇用された牧夫は放牧・食事・荷物担ぎなどの仕事に従事するが，牧夫といっても年齢も経験もまちまちである。新規で雇用されたばかりの牧夫もいれば，ムリゴタラのように主人の不在時に家畜の世話を務める経験を積んだ牧夫もおり，一様ではない。そこで，以下では放牧キャンプ①の例から，牧夫になった経緯を，新規で採用される場合と，経験者が雇用される場合にわけて述べることにする。まず，新規雇用の事例から検討する。G1 氏の牧夫である t2 氏の例である。

事例 1　新規に雇用された牧夫 t2 氏

牧夫 t2 氏（1998 年で 17 歳）はウダイプール郡オンボテ村（標高 650 m）の出身で，民族集団はタマンである。t2 氏の家では農業を営んでおり，彼はその三男である。これまでも彼は自分の家で飼う山羊や牛などの家畜の放牧をしたことはあったが，牧夫として羊を放牧したのはこの時がはじめてだった。彼が牧夫に雇用されたのは 1997 年 2 月，G1 氏らの放牧キャンプが彼の村にやって来た時のことである。牧夫になったのは「家の仕事を手伝うよりもおもしろそうだし，お金も稼げると思った」からで

あるという。同じ村出身で民族集団も同じ牧夫 t16 氏も一緒に G1 氏に雇用されており，不安はなかったという[18]。t2 氏は同じ時期に雇用された G1 氏の牧夫 4 人のなかではもっとも読み書きができる。ただし，その彼でさえ小学校は卒業していない。

次に経験者が雇用された例を述べる。T1 氏の牧夫である m1 氏の例である。

事例 2　主人が引退し，他の主人に再雇用された牧夫 m1 氏

牧夫 m1 氏（1998 年で 18 歳）の母村はウダイプール郡チュルンパ村で，牧夫 t2 氏の村と行政村が同じである。民族集団はマガールである。彼は農家の次男として生れた。読み書きは自分の名前を書ける程度である。m1 氏がはじめて牧夫になったのは 1996 年 1 月のことで，1998 年まで彼は 2 年間ルムジャタール村出身の G21 氏に牧夫として雇用されていた。m1 氏が現在の主人である T1 氏のもとに移籍したのは，1998 年 2 月に前の主人である G21 氏が突然に羊を売って羊飼いを辞めたからである[19]。その時，m1 氏はちょうど牧夫を探していた T1 氏に誘われ，彼の牧夫になった。

牧夫 t2 氏と牧夫 m1 氏の 2 人はいずれも 10 代半ばで新規に雇用されていること，また，農家の次三男以下で，読み書きがあまりできない点で共通する。彼らが農業以外に収入を得ることは不可能ではないが，限られてくるのが現状である。そこで彼らは手近な現金獲得の手段として牧夫を選んだのである[20]。

さらに，2 人はともにウダイプール郡出身で，彼らの村で新規に採用された点でも共通している。牧夫のなかには，ウダイプール郡やシンドゥリ郡を母村とする人が多いが，これは先にも述べたように，牧夫が冬の放牧地で雇用されることが多いためである[21]。牧夫を雇用する主人はほぼ毎年決まった時期に村を訪れており，この点で牧夫の家族にとっても安心して子弟を送り出せることが予想できる。また，牧夫 t2 氏のように同じ村から同年代の人が雇われており，牧夫の経験がまったくなくても，あまり抵抗なく受け入れられているものと思われる。

主人と牧夫の関係は親子 2 代にわたって継続することもある。たとえば，父親も G1 氏の牧夫だった r4 氏の場合，主人である G1 氏から出稼ぎにゆく面倒までみてもらっている。

事例 3　親子 2 代で G1 氏の牧夫を勤めた r4 氏

r4 氏は，親子 2 代にわたり，G1 氏の牧夫を勤めた。彼は牧夫 t1 氏が雇用される以

前，G1氏のムリゴタラをしていた。1997年9月，牧夫r4氏（30代後半）は牧夫を辞めるにあたり，4日4晩にわたって酒を飲み歩いた。この間，筆者や羊飼い仲間のN1氏をはじめ，茶屋に出入りする人に誰とは構わず，酒を振る舞っていた。この結果，r4氏は羊毛や家畜を売って用意した出稼ぎ行きの資金の一部を費やしてしまった。また，主人であるG1氏によれば，その後，r4氏はビザを取得するため，カトマンズへ行ったが，なかなか準備が進まなかったという。最終的にr4氏がサウジアラビアに向けて旅立ったのは半年後の1998年3月である。その間，r4氏はカトマンズに住むG1氏の娘の家に滞在していただけでなく，サウジアラビア行きの旅費までG1氏の娘に用立てもらったという。r4氏は以前から筆者に対し，G1氏のことを「神様のような人」と語っている。

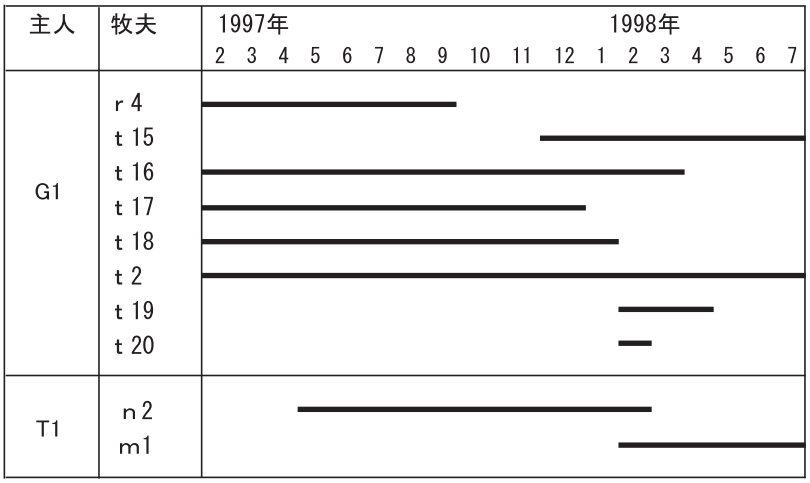
春の北上の途中，アルカウレ村のバザールで，G1氏はr4氏の旅だったことを知った。G1氏はこの村の商店から自宅に電話した時，r4氏の一件を家族から伝えられたのである。「これでやっとやつも稼げるだろう」。電話を置いたG1氏は満面の笑みを浮かべて私たちに事の顛末を語り，お茶をご馳走してくれた。この時，G1氏はr4氏のことを「あいつは酒を飲むと多少羽目をはずすところがある。だが人のものを盗むようなことだけは絶対にしない」と評していた[22)]。

事例3のような主人G1氏の牧夫r4氏に対する行為を，ある羊飼いは「G1氏はr4氏には頭があがらないから」と述べている。その理由をこの羊飼いは「G1氏は幼い頃に（宿営地で）r4氏の父親に背負われて育ったから」と説明していた。また，r4氏がG1氏を「神様のような」（おそらく慈悲深い）人と呼び，一方でG1氏がr4氏を「他人のものには絶対手をつけない」と公言している。この点で，両者はお互いに家畜を放牧する点において十分な信頼関係で結ばれているといえる。

上記の例は主人＝牧夫関係が長く継続した結果，たんなる契約関係だけでなく，パトロン＝クライアント関係に発展した例として捉えることができるだろう。このような信頼できる牧夫を確保してこそ，主人は安心してみずからの家畜をまかせ，村に住むことができるのである。

3.2　牧夫の年間変動とその要因

一方，雇用した牧夫は必ずしも長続きするとは限らない。図5は放牧キャンプ①を例に，牧夫の年間変動を示したものである。この図から，たった1年の間にめまぐるしく牧夫が変わっていることがわかる。T1氏の牧夫はすべて，G1氏の牧夫はt2氏



線は牧夫の雇用期間を示す。

図 5　牧夫の移り変わり（1997 年 2 月 –1998 年 7 月）

を除き，全員が入れ替わっている。

牧夫が辞める理由としては，1）出稼ぎにゆくため，2）仕事があわない，3）主人や仲間との人間関係の不和，などをあげることができる。1）の例は，事例 3 のムリゴタラ r4 氏にもみることができる。

事例 4　出稼ぎにゆくためにムリゴタラを辞めた例

1997 年 9 月，r4 氏はサウジアラビアへ出稼ぎにゆくために G1 氏の牧夫を辞めている。r4 氏は出稼ぎへゆくことじたい 1997 年春以前から心を決めていたらしく，1997 年 3 月には主人である G1 氏や放牧キャンプをともにする G2 氏らにもその旨をうち明けている。また，それと前後して彼は自己の所有する家畜を 3 月と 9 月の 2 回にわけて売却している。家畜を 2 回に分けて売ったのは，ひとつに r4 氏自身が羊毛による収入を惜しんだためである。また，r4 氏が 3 月に仲買人に家畜を売却した時点で彼はまだ主人である G1 氏の承諾を得ていなかったことも，彼が一度にすべての家畜を売却しなかった理由の一つである。いずれにせよ，9 月に羊毛を刈り終えると，r4 氏は残りのすべての家畜（約 60 頭）を同じ羊飼い仲間の主人 N3 氏（放牧キャンプ⑥）に売却し，牧夫を辞めた。

ムリゴタラ r4 氏の引退は残った放牧キャンプの人々にも少なからぬ影響をおよぼ

すことになった。なかでももっとも大きな変化は普段は家にいる G1 氏が放牧にやってきたことである。1997 年 9 月，G1 氏は娘の結婚式でカトマンズへ出向いた帰途，宿営地に立ち寄った。ここで，G1 氏は G2 氏から労働力が不足しているとの説明を受けた。すなわち，「4 人の牧夫は雇用されて半年もたっておらず，誰かもう 1 人経験の長い人を雇って，後任のムリゴタラにして欲しい」と頼まれたのである。そこで，G1 氏はダサインの祭りのためにいったん村へ帰り，人手を探すことにした。ここで，G1 氏はかつて牧夫として働いた経験を持つ t1 氏に交渉し，彼をムリゴタラに起用した。その上で，t1 氏が仕事に慣れるまで G1 氏もみずから放牧に従事することにしたのである。その後，G1 氏の滞在は翌年の年 3 月までの 5 ヶ月間におよぶことになった。G1 氏が再び村に滞在することになったのは，春の北上の途中でルムジャタール村に到着してからである。そして，その間，次々と牧夫が辞める出来事が起きたのである。

事例 5　放牧生活や人間関係になじめずに辞める例

1998 年冬には，前年に雇用した G1 氏の牧夫 4 人のうち 3 人が辞めた。まず，12 月に t17 氏，1 月にはその父親の t18 氏，続いて 3 月には t16 氏の 3 人がそれぞれ放牧生活になじめないことを理由に牧夫を辞めた。G1 氏によれば，この時，主人である G1 氏がもう少し続けて欲しい旨を述べても，給与の額を増やそうと持ちかけても，彼らは承諾しなかった。G1 氏は t18 氏を彼らの村に到着する 1 月まで，t16 氏をルムジャタール村に到着する 3 月までひき留めるのが精一杯だった。辞めた 3 人の牧夫が給与としてもらった家畜も，主人である G1 氏が買い戻す形で引き取った。

牧夫 3 人が辞めた結果，前年に雇用した牧夫のうち，残ったのは t2 氏だけになってしまった。t2 氏は，1997 年 11 月から翌年の 3 月までルムジャタール村におり，放牧には参加していなかった。放牧経験の少ない彼は主人である G1 氏の意向で，1997 年 7 月より G1 氏の家の農作業や草刈り，あるいは薪刈りなどの仕事に配属されていたからである。

牧夫 3 人が辞めるにあたり，G1 氏は先に述べたムリゴタラ t1 氏の他に 2 人の牧夫を新たに雇用することになった。まず，2 月にはウダイプール郡で t16 氏の弟 t20 氏を，続いて t19 氏を雇用した。ただし，新たに雇用された 2 人はいずれも春の北上がはじまってすぐに牧夫を辞めた。t20 氏は放牧の最中にも，任期まもなく仕事が手につかない状態であった兄の t18 氏と 2 人で遊んでいることが多かった。このため，彼は G1 氏の怒りを買い，「続ける気があるのか」と叱責されている。この結果，ルム

ジャタール村に到着した 3 月の時点で，t20 氏は兄と一緒に牧夫を辞めた。また，それから 1 ヶ月後の 4 月には，ダレリの森林で放牧している最中に新たに雇用された t19 氏が姿を消してしまった。

事例 5 において，t19 氏が突然に失踪した理由はさだかでない。ダレリの森林に滞在する 4 月は羊飼いの放牧生活のうちでもっとも厳しい季節でもあり，雹（ひょう）も降る（写真 6）。このため，放牧生活に不慣れな t19 氏は先行きが不安になり，失踪したものと思われる。また，不安定な天候に加え，新しい牧夫たちが加わった。こうした状況が牧夫に動揺を与えたことは，t19 氏の失踪から 2 週間とたたないうちに T1 氏の牧夫である m1 氏が失踪を試みたことからもうかがえる。彼は他の牧夫との人間関係が悪化したので思わず失踪したと，のちに語っている。m1 氏はルムジャタール村に立ち寄った際，たまたま食糧を荷上するために村に戻っていたムリゴタラ t1 氏に思いとどまるよう説得され，宿営地に戻ってきた。

t19 氏のように，他の放牧キャンプの人々に何も告げずに黙って失踪することを，羊飼いは「逃げる」（bhāgnu）という（通常は 3 人称の過去形で「逃げた」（bhāgyo）と表現される）。牧夫の失踪は雹の降る 4 月以外でもしばしばおこりうる。たとえば，1996 年 9 月にも G1 氏の牧夫が 3 人まとめて「逃げた」という。このため，当時 G1



写真 6　放牧から帰り暖をとる牧夫。ダレリの春は厳しい。標高 2000 m を越えると，春先の雷雨は雹（ひょう）になる。新規に雇われた牧夫には，まずこの季節が第一関門となる。

氏のムリゴタラであった r4 氏は G2 氏に放牧の応援を申し出た。以来，G2 氏は G1 氏らと放牧キャンプをともにすることになったのである。

T1 氏が G1 氏や G2 氏らと移動をともにするようになったのも，牧夫が「逃げた」ことに原因がある。T1 氏が G2 氏らに放牧の共同を申し出たのは 1997 年 4 月中旬のことである。T1 氏によれば，その直前，彼の牧夫は食糧や金品を持って「逃げた」という。このため，労働力の不足により放牧の続行が困難になった T1 氏は，付近で放牧していた G2 氏らに放牧の共同を申し出た。以来，T1 氏は G2 氏や G1 氏らと放牧キャンプをともにしている。その後，T1 氏は牧夫として新たに n2 氏を雇用している。しかし，その n2 氏も 1 年とたたないうちに牧夫を辞めてしまった。このため，T1 氏は m3 氏を雇用したのである。

T1 氏の牧夫のように，牧夫のなかにはごくたまに主人の金品を盗み失踪する人もいる。このような牧夫を羊飼いは「チョール」（cor ＝泥棒）と呼んでいる。また，彼らが「チョール」と呼ぶ場合，たんに盗みを働く人だけをさしているわけではない。牧夫のなかには，雇用される際に主人から貸し付けられた負債（ニルベジ）を踏み倒して失踪する牧夫もいる。たとえば，1996 年秋に G9 氏の牧夫がニルベジとして借りた 25000 ルピーを踏み倒して逃亡した。その後，G9 氏は秋の南下の際にこの牧夫の出身村を訪れたが，家にはいなかったという。このため，負債を回収できなかった G9 氏はこの牧夫のことを「チョール」と呼んでいる。

主人が所有する羊を黙って売ってしまった牧夫も，「チョール」と呼ばれる。

事例 6　主人の不在時に勝手に羊を売ってしまった例

G18 氏は 1997 年 9 月までムリゴタラを雇用していた。このムリゴタラは村に滞在することが多い G18 氏に代わり，9 年間，主人が宿営地を不在の間に牧夫の指揮や金銭の管理をまかされていた。契約に際し，ムリゴタラは主人である G18 氏から約 20000 ルピーのニルベジを借りていたという。

事件がおきたのは 1997 年 9 月のことである。この時，G18 氏は羊毛を刈るため，妻とともに宿営地にやってきた。G18 氏によれば，このムリゴタラは以前からも「酒を飲んでは歌って踊るのが大好き」で，そのために「彼は羊を売って酒代に充てていた」という。このため，「昔は 120 頭前後いた羊も 9 頭だけになってしまった」。さらに G18 氏によれば，「このムリゴタラは（自分の不在時に）G18 氏の羊を黙って売ってしまった」のだという。このため，事件に立腹した G18 氏が警察を呼び，ムリゴタラは逮捕された。

警察での取り調べ後，ムリゴタラはひとまず釈放された。彼の手許には主人である G18 氏に支払えるだけのお金がなかったので，家にお金を取りに帰ることになった。その後，ムリゴタラは出ていったきり帰らず，行方がわからなくなった。ムリゴタラが黙って売った G18 氏の羊は合計 20 頭になるという。くわえて彼は雇用に際し G18 氏からニルベジ約 20000 ルピーを借りており，この負債を踏み倒したことになる。このため，G18 氏はこのムリゴタラのことを「チョール」と呼んでいる。

以上の例からは牧夫を雇用するにあたり，1）牧夫が長続きしない，2）ニルベジによる負債を踏み倒して「逃げる」，3）主人の羊を黙って売る，などのリスクを主人は負っている。逆にいえば，2）や 3）のように深刻な事態に発展しない限り，主人は牧夫を解雇しない，とみることもできる。そこには経験を積んだ牧夫が労働力として稀少である現状をうかがうことができる。

牧夫が辞めることは，当然ながら主人自身の行動にも影響を与えることになる。G1 氏のように本人が放牧に出向くことになったり，T1 氏のように他の主人とパートナーを組むことで解決することもある。また，労働力を失った主人の中には一時的にせよ，羊飼いを辞める人もいる。

事例 7　牧夫が次々に辞めた結果，羊飼いを辞めた主人 G21 氏

G21 氏が羊飼いを辞めたのは，牧夫雇用問題のこじれからである。1998 年 2 月以前，彼は牧夫 3 人を雇用していたが，このうち 1 人は中東の湾岸諸国へ出稼ぎにゆくため，もう 1 人は 2 年間の年季が明けたため，それぞれ牧夫を辞めて村に帰っている。このため，G21 氏は飼養する家畜すべてにくわえ，搾乳道具まで売ってしまい，羊飼いを一時的に辞めた。G21 氏によれば，家畜を売ったのは「その方が儲かる」からだそうで，その後もまだ彼は羊飼いを続ける意志があるという。実際，その半年後の 1998 年 6 月に，G21 氏は羊を購入するため，付近で放牧する羊飼いを訪ね歩いていた。

これまで述べてきた事情を考慮すれば，少なくとも今日においては，信頼できる牧夫に恵まれにくいことも明らかである。新規に雇用した牧夫の多くは年季なかばで辞め，古い牧夫も出稼ぎなどを理由に辞めている。また，仕事を続けた牧夫が，他の主人のもとへ移籍することもある。したがって，現実に信頼できる牧夫が少ないからこそ，多くの主人はみずから宿営地に出向き，自身の家畜や牧夫の行動に，目を光らせ

ていなくてはならないのである。

牧夫を雇用することは，特定の主人と牧夫との契約関係に留まらず，放牧キャンプにおける主人間の関係に影響することにもなる。この点を羊飼いは多少教訓的なニュアンスをこめて，「自分の羊は自分で数えねばならない」（āphuno bheḍā āphule gannu pārcha）と述べている。これは「たとえ他の主人が放牧キャンプをともにしようとも，彼らは自分が所有する家畜を確認する作業までは面倒を見てくれない」ことに言及する際の表現である[23)]。

たとえ一時的でも，放牧キャンプをともにする主人は，家畜の放牧，搾乳，荷物の輸送，水くみや薪刈り，食事の支度，夜の見張りなど，日常における労働を負担せねばならない。もし，牧夫を 1 人も雇用しない主人が村へ帰ってしまえば，放牧キャンプの他の人々に彼の労働を負担させることになる。それは彼らの怒りをまねく行為でもある。それゆえ，家畜の放牧を共同したからには，宿営地を不在にすることは何としてでも避けねばならない。もしある主人が宿営地に赴けないならば，彼は他の主人との関係上，誰かを派遣し，労働力を提供せねばならない。そうすることで，その主人は放牧キャンプの他の人々に対する義務を果たすことができる。

ただし，牧夫を 1 人も雇用していない主人の場合，その主人が宿営地を離れたり，村に帰れない訳ではない。なぜなら，牧夫を 1 人も雇用しない G2 氏の場合も，主人間で交代で休みをとり，村に帰ることができるからである。また，兄弟で交代して家畜の放牧に従事する放牧キャンプ②のように，親族や姻戚関係にあたる人に労働力の負担を頼めば，宿営地を離れる期間を若干調整することもできる。だが，そのような関係にある人が必ずしも羊の放牧に従事しているとは限らない。したがって，多少なりとも宿営地を離れる場合には牧夫を雇用することが望ましく，特に年間を通じて村に住む場合には信頼できる牧夫を雇用することが前提となるのである。

4　テリトリーをめぐる羊飼い同士の関係

次に，テリトリーをめぐる羊飼い同士の関係について分析する。羊飼いが夏の間利用する放牧地は，法的には国有林であり，慣習的には麓に住むシェルパの共有林である。羊飼いはシェルパに放牧料を収めた上で，「シェルパの放牧地」を利用している。ただし，「どこどこは羊飼い誰々の放牧地（kharka）」というように，羊飼いの間でも放牧地に関する了解がある。

そこで，以下では，羊飼いが「誰々の放牧地」と呼ぶ領域を彼らのテリトリーとみ

て，テリトリーをめぐる関係を分析する。なお，ここでいうテリトリーとは，ある個人，ないし集団が資源を優先的に利用できるエリアとするが，以下の事例に関する限り，あくまで羊飼い同士で通用するものでしかない[24]。このため，土地所有という点では，所有権・用益権なき利用権に過ぎず，放牧地をめぐる重層的な所有関係の一部にしか過ぎないことをあらかじめ断っておきたい。

4.1　夏の放牧地と羊飼いの利用方法

4.1.1　シェルパのクラン共有林

5 月中旬から 10 月上旬まで，羊飼いはジュンベシ谷（Jumbesi kholā）の周辺の草地や森林で放牧する（図 6）。この谷は行政区分ではソルクンブー郡の南部に属し，住民の間でソルと呼ばれる地域に位置している。谷の麓には，ジュンベシ村（2670 m）をはじめとする集落が点在しており，その住民の大半はシェルパである。シェルパはヒマラヤ登山やトレッキング客のガイドに従事することで知られている。

ジュンベシ村はカトマンズからエベレストへ向かうトレッキングルートに位置する。このため，この村では観光客向けにロッジを経営する人も見られる。また，観光以外では，どの世帯でも集落周辺で小麦や大麦やジャガイモなどを栽培しており，牧畜に従事する一部世帯では，集落の背後に広がるジュンベシ谷の草地や森林でヤクやヤクとウシとの交配雑種を移牧している。

ソル地方のシェルパの間ではルー（ru）と呼ばれる父系クランの単位で集住する傾向にある。シェルパの社会では，クランは外婚の単位であり，同じクラン同士の結婚は禁じられている。また，ソル地方のシェルパは，クランごとに共有林を持っており，家畜の放牧地や薪や建材の採集に利用することが知られている（Oppitz 1968; 稲村・古川・結城 2000: 82–84）。

ジュンベシ谷の周辺にはクラン共有林の他に，個人所有林や寺有林なども存在する。個人所有林は集落の近くに点在しており，おもに薪や建材の採集に用いられる。また，寺有林ではチオン・ゴンパと呼ばれるチベット仏教の僧院が管理する土地がある。したがって，それ以外の集落から離れた草地や森林の大部分がクラン共有林として利用されていたのである。

ただし，クラン共有林はクランの成員だけで排他的に利用されていたわけではない。実際の利用者をみると，クランの成員だけでなく，クラン以外の人も利用している。たとえば，現在では少なくなったが，シェルパ社会では結婚後数年間一時的に妻方居住し，数年間にわたる労働のあとで，妻方から土地や家畜が夫婦に与えられるこ

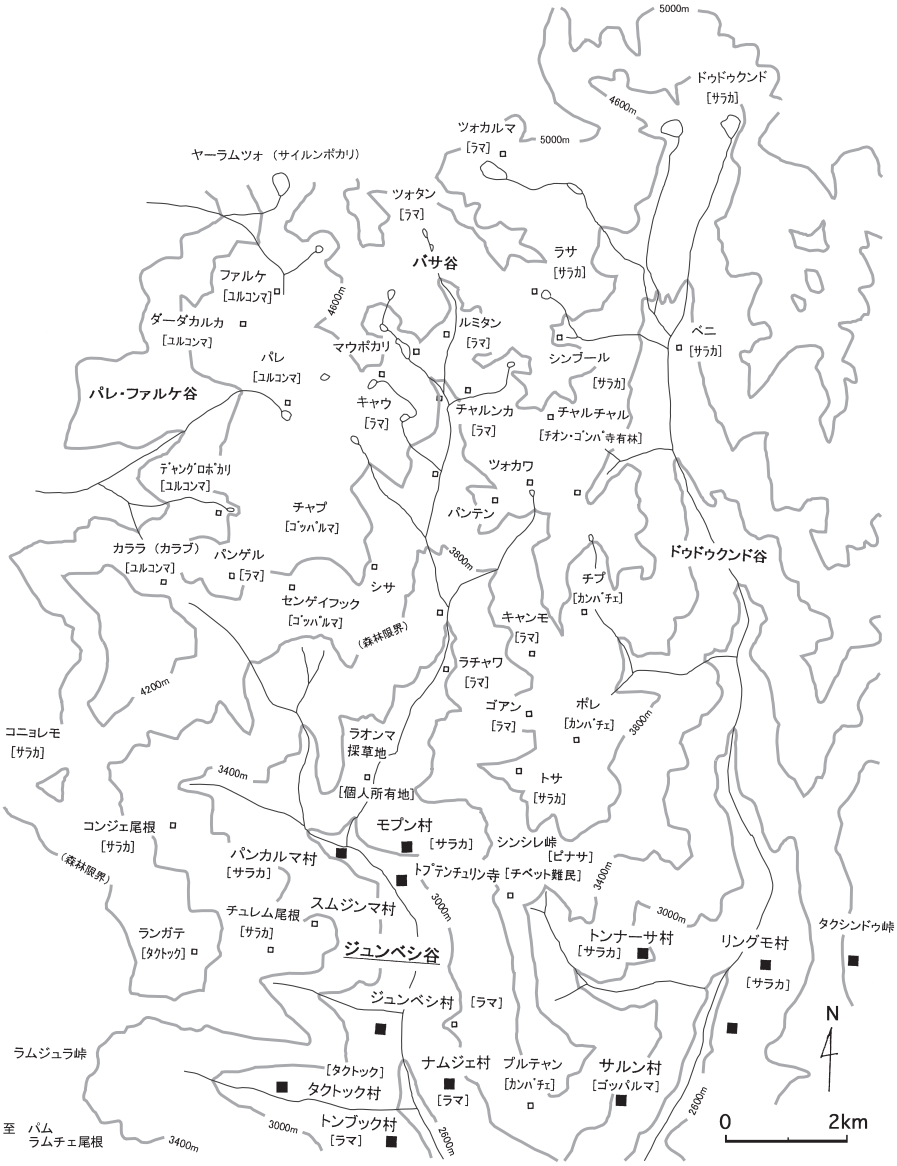


図 6　夏の放牧地におけるシェルパのクラン共有林の分布
（1）聞き取りと観察による。
（2）■は集落，□は放牧地，［　］内はシェルパの集落や共有林の優先クラン名を示す
（3）共有林の境界はクラン間で係争中の場所もあるため，この図では省略した。

とがある（Ortner 1978: 21–22）。シェルパ社会では配偶者は異なるクランから求めるため，結婚後に妻方の放牧を手伝う場合，必然的に他のクランの共有林を利用することになる。このような人はクランの対外的な窓口であるミザール（mijhār）に放牧料を支払い，利用していた。羊飼いもこのシェルパの慣習を踏襲しており，ミザールに放牧料を支払うことで，シェルパのクラン共有林で放牧していたのである。

ちなみにミザールは，この地域に郡役所ができる 1960 年代以前，徴税請負人として行政に携わっていた。ジュンベシ谷周辺では，シェルパのクランごとに 1 人のミザールがいたという。なかでも，ラマ・クランのミザールは郡内でも有力な家系の 1 つであり，サンゲイ＝ラマの時代（1865–1939 年）に頂点に達した。その政治力はカトマンズの中央政界と直接交渉できるものであった（Ortner 1989）。その後，1961 年の行政改革により，ミザールの徴税権は郡役所に移管された。また，1961 年の森林法により，個人所有地として登記された森林以外はすべて国家が所有する国有林となった。ただし，こと森林に関する限り，実際の用益権のレベルまで国家の介入は及ばず，1990 年代の半ばまでクラン共有林は機能していたのである。

1990 年代後半になると，ネパール政府の森林政策の変化に伴い，クラン共有林は事実上国有林となった。また，その用益権は新たに設置されたサムダイと呼ばれるコミュニティーの森林利用者組織（samdāyik ban upabhoktā samūha）に移管されつつある。ジュンベシ谷の周辺の村々でも，次々にサムダイが結成され，かつてクラン共有林だった場所をサムダイが管理する森林として登記することで，その用益権を残すことが試みられている。

また，羊飼いが放牧料を納付する窓口もミザールからサムダイに移行した。ただし，場所によってはサムダイの森林として登記する境界をめぐり，利用者間で対立している所もある。このため，外部利用者からは，サムダイではなく，村のお寺や小学校に寄付する名目で，利用料を徴収しているところもある。

以上のようにジュンベシ谷の放牧地は土地所有制度という点からみると，放牧地となる草地や森林の所有権はシェルパのクラン（ないしミザール）から国家に，用益権はシェルパのクランからサムダイにその主体が変化した。だがこれを実際の利用者である羊飼いから見ると，たんに放牧料を納付する窓口が変わっただけに過ぎない。しかも，場所によっては，放牧料の徴収単位が細分化され，これまで放牧料が要らなかった所で徴収されたり，住民同士の森林の境界をめぐる争いに巻き込まれたこともある（詳しくは古川・渡辺・土屋 2000 を参照）。

羊飼いにとって，放牧地を利用することはたんに放牧料を支払えばよいというもの

でもない。夏の放牧地では，彼らの宿営地の近くにはヤクを飼うシェルパが放牧することもある。彼らはお互い宿営地を訪ねあいながら，世間話をしている。7 月中旬には，高山草地でヤルジャンと呼ばれる祭りを羊飼いとヤクを飼うシェルパと合同でおこなう（写真 7）。祭りではチベット仏教のラマを呼び，読経をする。また，夜はどぶろくを飲みながら，朝まで踊り明かす（古川・稲村 2000）。8 月下旬に高山草地を下りると，雨季が明ける 10 月までシェルパの畑に滞在し，畑に羊の糞を落としてゆく。畑に肥料を提供する間，羊飼いは畑の持ち主から食糧やどぶろくが振る舞われる。この点を羊飼いは「ラマ（クラン）の放牧地を食べたら，ラマ（クラン）の畑を肥やさねばならない」という。

このような放牧地をめぐる羊飼いとシェルパとの関係は，放牧地の管理形態がクラ



写真 7　家畜儀礼ヤルジャン。中央がチベット仏教のラマ。

ン共有林からサムダイに移行しても続いている。実際，羊飼いはこれらの行為を夏の放牧地を確保するためには欠かせないものとしてみなしており，辞めてしまったら来年から放牧に来られなくなるかもしれない，と彼らは捉えている。

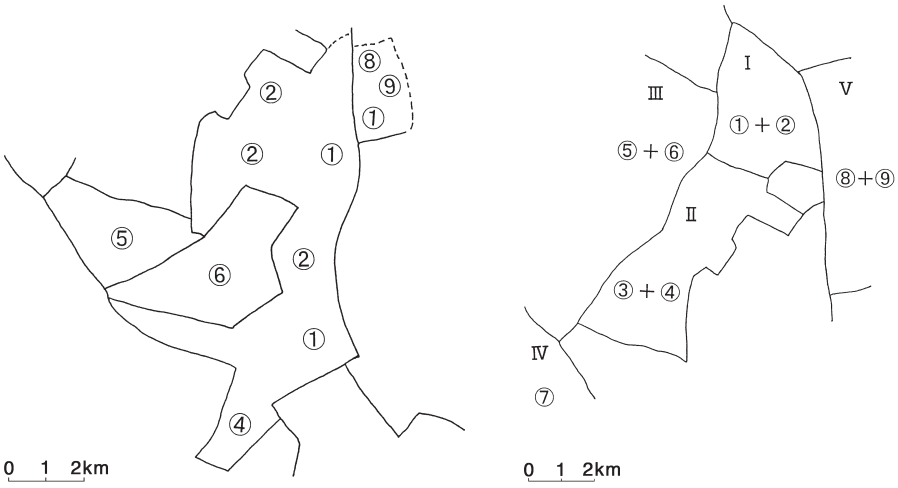
4.1.2　放牧地・宿営地・個人所有林

次に，羊飼い同士の間での，放牧地と宿営地の権利について，簡単にふれておきたい。

まず，放牧地の良し悪しという点では，あまり大きな違いはないようである。たとえば，彼ら自身は「どの放牧地は寒い」とか「この谷は薬草がよく採れる」などいうことがある。だが，そうした放牧地の良し悪しが放牧する場所の選択に大きく影響しているとは思われない。むしろ，彼ら自身にとっては，長年放牧し慣れた場所の方を好む傾向にある。というのも，毎年放牧に来る場所であれば，土地勘があるし，どこで放牧するとヤクを飼うシェルパの人から苦情がくるなどの状況もよく心得ている。また，同じ放牧地であれば，そこで放牧するシェルパの人たちとの信頼関係が確立している。このように放牧地の良し悪しは，たんに自然環境の条件だけでなく，土地勘や人間関係まで含んだ上で判断されている。個人差はあるだろうが，どちらかというと，毎年放牧する場所が変わることを彼らはあまりよく思わない傾向にある。

個々の放牧地には宿営地があり，例年ほぼ同じ場所が宿営地として選択される傾向にある。夏の間はモンスーンの影響で雨が降るため，羊飼いは宿営地にゴートと呼ばれる仮小屋を建てている。特に高山草地では作り置きした石積みの壁を用いるため，宿営する場所は限られている。しかし，宿営地そのものが誰かのものであるという意識はほとんどない。彼ら自身，シェルパの石積みと羊飼いの石積みははっきりと区別しているが，羊飼い同士の間では誰が使ってもかまわないという。宿営地のなかには石積みを作った人が記憶されていることもある。だが，どのみち石積みはよく崩れるので，毎年積み直して補修することになる。また，屋根に使う竹で編んだパネルやビニールシートについては，購入したものを携行するが，その費用は放牧キャンプの人々で共同して負担している。したがって，宿営地だけが特定の誰かのものとして意識されているわけではない。むしろ宿営地と放牧地はセットで，毎年やってくる利用者が同じ場所を使う傾向にある。

最後に夏の放牧地に個人所有林を持つ人について触れておきたい。羊飼いのほとんどがシェルパ（ないし森林利用者組織）に放牧料を支払って利用しているが，例外的に 1 人だけ個人所有林を夏の放牧地に所有する人がいる。郡役所ができる 1961 年以前，G20 氏の父親はルムジャタール村で徴税請負人をしていた。森林が国有林化され



針葉樹林帯（1998 年 6 月）　　高山草地（1998 年 7 月）

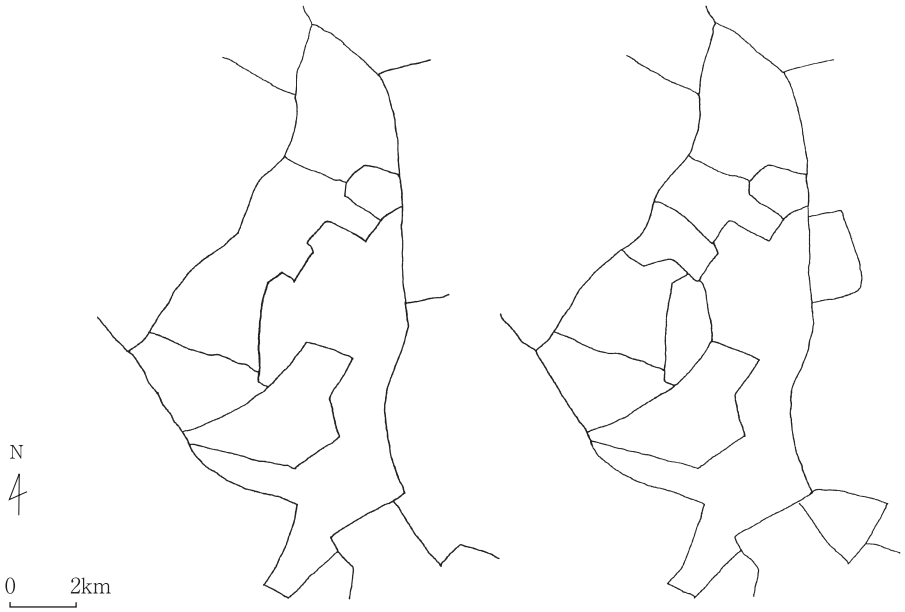
（1）①から⑨は放牧キャンプ番号（表 1，図 2）をあらわす
（2）I から V は放牧地 I から放牧地 V をあらわす
（3）放牧地の境界は Oppitz 1968 をもとに，羊飼いの利用した場所を聞き取りと観察で確認した。

図 7　夏の放牧地において羊飼いが利用した場所

る 1961 年代以前には，森林は国家の管轄ではなく，地方の有力者の管理下にあった。このため，G20 氏の家でも村周辺に多くの個人所有林を持っていたという。彼によれば，個人所有林の多くは役所ができて「国にあげてしまった」というが，その一部はまだ残っている。彼の父親は夏の放牧地に父親がシェルパから購入した土地に家を建て，その周辺で羊を放牧していた。このため，G20 氏は 1998 年にもこの個人所有林を夏の放牧地として使っているという。

また，森林政策が変更されてから，羊飼いのなかには個人所有林を購入しようと考えている人も出ている。1998 年の段階で，G12 氏はサムダイの導入に伴い，「放牧料が増加するのなら，いっそのこと放牧地をシェルパから個人所有林として買ってしまった方がよいだろう」とその人は言っていた。

このように羊飼いのなかには，シェルパから土地を購入することで，彼らのテリトリーの個人所有地化を試みる人は少数だが存在する。ただし，それ以外の人々は基本的に放牧料を支払い，「シェルパの土地」で放牧している。そこで，以下では羊飼いが「シェルパの土地」をいかに「彼らのテリトリー」に読み替えて利用しているのか。羊飼い同士の間でのテリトリーをめぐる関係を検討してゆく。



羊飼いたちのテリトリー（1）　　シェルパのクラン共有林（2）

（1）筆者の聞き取りと観察による
（2）Oppitz 1968 による。

図 8　羊飼いのテリトリーとシェルパのクラン共有林

4.2　テリトリーと共同放牧

図 7 は，夏の放牧地において羊飼いが利用した放牧キャンプの位置を示したものである。このうち，左の図は 1998 年 6 月に針葉樹林帯で観察したものであり，右の図は同じ年の 7 月に高山草地で観察したものである。地図中には個々の羊飼いが利用した放牧地の境界を実線で示した。また，数字①から⑨はその放牧地を利用した羊飼いの放牧キャンプを番号で示してある。高山草地の図において，⑧＋⑨と示してあるのは，放牧キャンプ⑧と⑨が合流して共同で放牧していることをさしている。先に述べたように，夏の間，羊飼いは複数の放牧キャンプと合流し，大きな群れの単位で放牧をおこなっている。2 つの図を較べると，夏の放牧地における放牧の共同は，針葉樹林帯に滞在する 6 月頃には別々だった放牧キャンプが，高山草地に滞在する 7 月には合流していることがわかる。

次に同じ図を比較しながら，羊飼いが利用した放牧地の境界に注目してみたい。針葉樹林帯の場合，いくつかの放牧地が異なる放牧キャンプによって重複して利用され

ているため，放牧地の境界は不明瞭である。これに対し，高山草地の場合，個々の放牧地はそれぞれ異なる放牧キャンプごとに利用されており，その境界も針葉樹林帯よりも明確である。したがって，この境界で囲われた範囲を羊飼いのテリトリーとみるならば，少なくとも高山草地に関する限り，テリトリーの境界は明確であるといえる。

図 8 は羊飼いのテリトリーとシェルパのクラン共有林の境界を比較したものである。いずれの境界も，いくつかの地点を除けば，その多くが重複している。これは羊飼いがシェルパのクラン共有林を利用して放牧していることと関係する。夏の放牧地の用益権はシェルパのものであり，シェルパはクランごとに決められた共有林を利用する。羊飼いも放牧料を支払ってシェルパの共有林で放牧しているのだから，羊飼いのテリトリーの境界も，基本的にはシェルパのクラン共有林の境界と合致する。というのも，羊飼いが利用する放牧地が複数のクラン共有林にまたがれば，その分だけ彼らがシェルパに収める放牧料の額も増えるからである。

ただし，ここでも，いくつかの地点において，両者の境界にズレが認められる。これは夏の間，羊飼いが複数のキャンプで合流し，2,3 のクラン共有林を利用することができるためである。この場合，シェルパに支払う放牧料は，その放牧地を利用した主人同士で所有する家畜の数にしたがって負担している。したがって，放牧に利用するクラン共有林の数が多少増えても，1 人の主人が負担する放牧料の額は押さえることができるのである。この点は羊飼いのテリトリーを考える上で重要である。彼らは，基本的にはシェルパのクラン共有林の境界に制約されつつも，それらをいくつか組み合わせることで，自分たちが利用する放牧地の範囲を選択することが可能になっている。そうすることで，彼らは独自のテリトリーを創り出しているといえる。

次にテリトリーをめぐる羊飼い同士の関係を分析する。彼らが「羊飼い誰々の放牧地」というように，個々の放牧地にはその放牧地に権利を持つ人がいる。そこで，以下では便宜的に放牧地を優先的に利用する人たちのことを，「優先的な利用者」と呼ぶことにする。ちなみに，ネパール語で放牧地に相当するローカルタームは「カルカ」（kharka）であるが，「優先的な利用者」に直接該当する語はない。会話では，羊飼いはこれを「羊飼い誰々の放牧地」と表現している。たとえば，放牧地 I の場合，G3 氏（放牧キャンプ②）と G1 氏（放牧キャンプ①）が優先的な利用者に相当する。各放牧地には少なくとも 1 人以上の優先的な利用者がおり，高山草地では通常 2 人ないし，それ以上いる（表 6）。

その一方で，家畜を放牧するという点においては，優先的な利用者の権利は決して排他的ではない。なぜなら，優先的な利用者でない人も，優先的な利用者と同じ放牧

表 6　高山草地の利用者と社会関係（1998 年 7 月）

放牧地（ローカルネーム）	放牧地の利用者		
	放牧キャンプ（1）	優先的な利用者	付随的な利用者（2）
放牧地 I（バサ谷）	① + ②	G1 G3	T1, G2, G4, G5, S1, N2
放牧地 II（パンゲル尾根）	④ + ③	R1	G7, R2, T2 G6, N1
放牧地 III（パレ・ファルケ谷）	⑥ + ⑤	G9 G8	G10, G11, N3
放牧地 IV（ランガテ）	⑦	G12	G13, G14 G15, M1, G16
放牧地 V（ラサ・シンブール）	⑨ + ⑧	G18	G17

(1) 放牧キャンプ番号①から⑨は表 1，図 2，3 に基づく。
(2) 付随的な利用者には主人のみを示し，牧夫は含めていない。

キャンプで移動している限り，後者のテリトリーで放牧できるからである。そこで，このように優先的な利用者とともに放牧に従事し，そのテリトリーを利用することを，「共同放牧」と呼ぶこととする。また，共同放牧によって他人のテリトリーを利用する人のことを，「付随的な利用者」と呼ぶことにする。「共同放牧」や「付随的な利用者」に直接相当するローカルタームはない。羊飼いは「T1 は G1 とともに歩く」とか，「G2 は G1 の放牧地を食べる」とか，「G2 は G1 の放牧地で放牧する」と表現している。

共同放牧は当事者同士の話し合いによって決定される。食事や放牧料など，放牧にかかる費用は家畜の頭数に応じて分担されている。シェルパに支払う放牧料は，通常，優先的な利用者が集めて代表して支払っている。

ただし，共同放牧は平和裡におこなわれるとは限らない。もし，優先的な利用者に断りなく誰かがそこに先行すれば，テリトリーの侵犯とみなされるからである。そこで，次にテリトリーをめぐるトラブルの事例を分析する。

4.3　テリトリーをめぐるトラブル

1998 年 7 月，放牧キャンプ⑨の G18 氏が「自分の放牧地」と主張するチプ・ポレに，G1 氏をはじめとする放牧キャンプ①が先に移動し，G18 氏の逆鱗に触れることになった。図 9 は問題が起きたチプとポレの位置を示したものである。チプ・ポレは森林限界をわずかに越えた場所にあり，同じ枝谷の上流部にチプとポレの 2 カ所の放

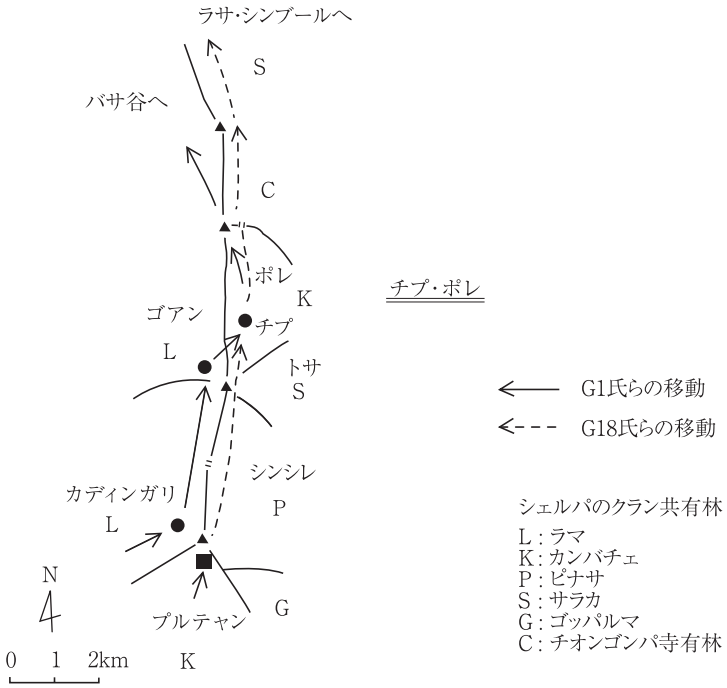


図 9　チプ・ポレでの放牧をめぐるトラブル
（1998 年 7 月）

牧地がある。

問題が複雑なのは，羊飼い同士のテリトリーをめぐる関係にシェルパが関係するためである。なぜなら，羊飼いにとって，誰がどこで放牧するかという問題は，まずシェルパのどのクラン共有林を誰が利用し，放牧料をどれだけ納めるかという問題からはじまるからである。

事例 8　チプ・ポレでの放牧をめぐるトラブル

1998 年 6 月中旬から 7 月上旬まで，G18 氏らは針葉樹林帯であるプルテャンに滞在した。1997 年と同様に移動するならば，彼らはそこからチプ・ポレへ移動し，7 月中旬にはさらに標高の高いラサ・シンブールで放牧する予定であった。

シェルパのクラン共有林という観点からみれば，ラサ・シンブールはサラカ・クランの放牧地であり，7 月に放牧する予定であったチプ・ポレと 6 月に G18 氏らが滞在していたプルテャンはカンバチェ・クランの共有林である。G18 氏らはこれらの放牧地に対する放牧料をベニ村に収めており，この時点で，彼らは高度の異なるプルテャ

ンとチプ・ポレの双方で放牧可能となった[25]。

一方，1998 年 7 月，G1 氏らの放牧キャンプは高山草地であるバサ谷をめざし，針葉樹林帯でカディンガリ，森林限界付近ではゴアンと，ラマ・クランの共有林伝いに放牧している。ところが，G1 氏らの放牧キャンプはゴアンで滞在した後，突然チプへと移動したのである。この移動に先立ち，彼らは荷上げの途中でベニ村に立ち寄り，この村に住むミザールにチプ･ポレの放牧料を納めることで放牧の許可をとりつけた。

かくして，G1 氏らの放牧キャンプは G18 氏が移動する前にチプ・ポレに先行したのである。この知らせを G18 氏が知ったのはまだ彼が針葉樹林帯のプルテャン尾根に滞在している時であった[26]。知らせを聞いた G18 氏は次のように語っている。

「畜生。泥棒め。われわれは放牧地（kharka）をやらんとはいってないだろう。あいつら何の相談もなしに先に行きやがった。チプとポレ，みんな草を食べ尽くし，（雨季の雨でぬかった泥で）宿営地をドロドロにしてくれるのだろう。ということは，われわれはシンブールまで一気にゆかねばならないのか？」[27]

この事例からも，テリトリーを利用する上で当時者間の話し合いがいかに重要かわかるであろう。G18 氏の怒りは，第 1 に G1 氏らの放牧キャンプが自分の放牧地に先行したことに向けられている。前年と同じルートをたどるならば，チプ・ポレで放牧できないとなると，G18 氏らはさらに標高の高いラワコーラやラサ・シンブールまで移動せざるを得ない。となると，まだ放牧条件の整っていない時期に高所へ先行することになる。一方，プルテャンからチプ･ポレまでの間で別の放牧地を探すとなると，別の問題がある。プルテャンからトサまではピナサ・クラン，トサ周辺は（リングモ村の）サラカ・クランの共有林である。したがってこれらの放牧地で放牧するのなら，G18 氏にはさらにそれぞれのクランに放牧料を支払う必要が生じてくる。また，羊飼いはシェルパのクラン共有林を利用した場合，秋にそのクランの人々の畑を肥やしてゆかねばならない。夏に利用する放牧地が増えれば，それだけ秋に畑を肥やす村の数も多くなり，秋の南下の時期が遅くなる。

G18 氏の怒りは，第 2 に G1 氏らが自分たちに何の相談もしなかったことに向けられている。G18 氏は「われわれは放牧地（kharka）をやらんとはいっていないだろう」といっている。のちに G18 氏が語ったところによれば，彼は，G1 氏らが事前に自分たちに相談し，ともにチプ・ポレへ移動することを申し出ていれば，G1 氏らがチプ・ポレで放牧してもよかったという。つまり，G18 氏は，G1 氏らが自分たちと共同放牧をするならば，自分のテリトリーを利用してもよかったというのである。実際，こ

の時，G18 氏の一行のなかにはプルテャンやチプ・ポレがはじめての G17 氏らが放牧に参加していた。G17 氏がそこで放牧できるのも，G18 氏らと共同放牧しているからである。

結局，同じテリトリーを利用するとしても，交渉次第で，共同放牧にも，テリトリーの侵犯にもなるのである。テリトリーの優先的な利用者でない人でも，共同放牧の結果，付随的な利用者としてそのテリトリーを利用することができる。このため，G1 氏らは交渉を省略し，黙って先行してしまったがゆえに，G18 氏のテリトリーを侵犯することになってしまったのである。

ただし，テリトリーをめぐる知識には個人差があるため，事態は複雑である。テリトリーを侵犯された G18 氏が激怒しているのにも関わらず，彼の放牧キャンプの一行にはことの次第が共有されていない。G18 氏の発言に対し，彼のムリゴタラである t11 氏はこう答えた。

事例 9　土地勘のない牧夫の存在：ムリゴタラ t11 氏の当惑

「チプ・ポレといわれてもよくわからないなあ。俺たち，ここははじめてだし。パレ・ファルケならわかるけどなあ。ラサ・シンブールって聞いたことあるけど，寒いのか？」

こうした発言がおこる背景には，1 つに 1997 年から 1998 年の 1 年間で，G18 氏の牧夫がすべて入れ替わったことがある。G18 氏の牧夫はムリゴタラである t11 氏を除けば，みなその年の春に雇用された新参の牧夫ばかりである。彼らにしてみれば，高山草地のテリトリーなど，知るよしもない。ムリゴタラである t11 氏にしても，1997 年の 10 月から G18 氏の放牧キャンプに移ってきた。彼はそれまで R3 氏のムリゴタラとして，G9 氏らとともにパレ＝ファルケ谷で放牧していた。t11 氏は，主人である R3 氏がカタールへ出稼ぎに行って羊を売ってしまったため，G18 氏のムリゴタラとして採用された。

また，G18 氏と夏の間に放牧をともにした放牧キャンプ⑧の G17 氏や彼の牧夫も，このルートははじめてだった。彼らは前年まで，パレ・ファルケ谷のさらに南西にあるパム尾根で放牧していた。G17 氏も，「この上がトサ，その上がチプ・ポレ，ラサ・シンブールは一番上だ」と G18 氏から説明されても，まだ実感がわかないらしい。G17 氏には，放牧地を先取りされたという事情は飲み込めても，どこからどこまでが自分たちが利用できる放牧地なのか明確にわからないのである。このため，彼は土地

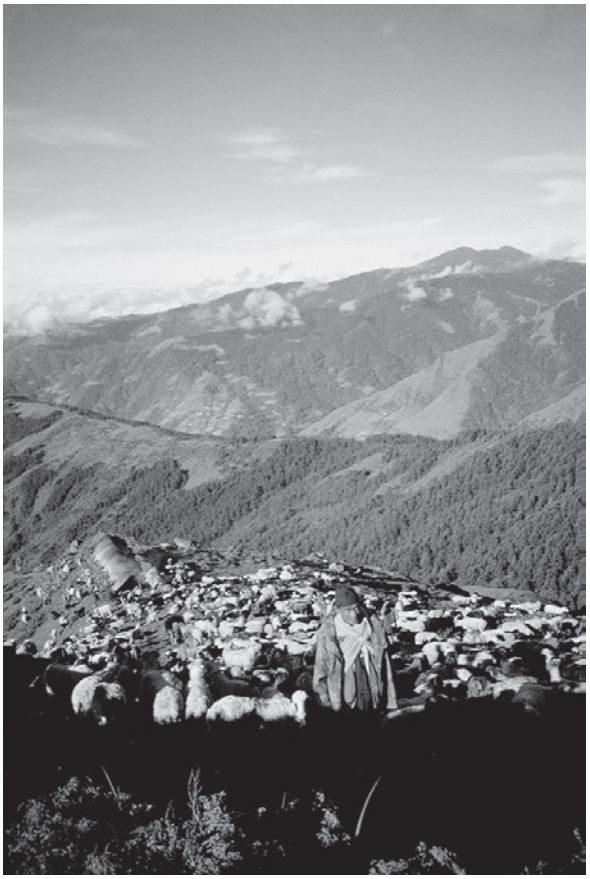


写真 8　チプポレをめざし偵察にゆく G17 氏。彼はこの放牧地がはじめてだという。

勘をつけるため，翌日さらに先の放牧地となる場所へ偵察に行っている（写真 8）。

テリトリーの侵犯に対し報復がおこなわれることもある。テリトリーを侵犯された G18 氏の怒りはさらに続く。

事例 10　G18 氏の報復

「いったい誰が決めたのだ？　G1 がそうしろと教えたのか？　それなら俺もタール（ルムジャタール村）へ行って話をつけようじゃないか。だが待てよ。G1 が言ったのではないとすると誰の仕業だ？　G2 か？　いや違うだろう。とすると，指示をだしたのは牧夫だ。畜生。t1 か？　あいつならやりかねない。あん畜生，t1……。（中略）……よし，こうなったら今は放っておけ。やつらに会ってもこのことはいってはなら

んぞ。その代わり今にみていろ。バドウ（8 月下旬から 9 月上旬）に泣かせてやる。われわれが先に（冬の放牧地へ）行ってしまえば，われわれが泣かさなくても，ボテ（シェルパの蔑称）が泣かせてくれるだろう。やつらアソージ（9 月下旬から 10 月上旬）を過ぎてカルティーク（10 月下旬から 11 月上旬）になっても，まだソル（地方）をたてずに（シェルパの）畑を肥やし続けることだろう（括弧内は筆者が補足）。」

事例 10 において，G18 氏が「G1 がそうしろと教えたのか」ととまどっているのには根拠がある。G18 氏は G1 氏の妹の婿（juwāī）にあたる。また，彼は数年前まで G1 氏らとともに，このプルテャンからラサ・シンブールにかけてのルートで放牧していた（この事情についてはのちに述べるとする）。したがって，もし G1 氏がこのルートは「自分の放牧地」だとあえて主張するのなら，G18 氏は逆らえないのである。だが，G1 氏はこの時，ルムジャタール村に帰っており，宿営地にはいない。そこで，G18 氏はテリトリーの侵犯が G1 氏のムリゴタラである t1 氏によるものと考え，G1 氏に気兼ねなく，報復にでることにしたのである。

ただし，G18 氏はこの知らせを受けた時，村に帰る支度をしていたところだった。そこで，彼は土地勘のない牧夫ばかりではおぼつかないと判断し，問題の解決を一時棚上げにしたのだった。G18 氏のいう「ボテが泣かせる」とは，G1 氏らよりも先に秋の移動を開始することをさしている。夏に同じ放牧地を使えば，秋には同じクランに属するシェルパの畑を肥やしてゆかねばならない。同じクランの畑を肥やす G18 氏らが先に低地へ移動してしまえば，残された G1 氏らは G18 氏らの分まで畑を肥やし続けなければならない。そうなれば，G1 氏らが冬の放牧地に移動するのは大幅に遅れることになる。このため，G18 氏は事情を心得ていない放牧キャンプの一行に説明しているのである。

それにしても，G1 氏らの放牧キャンプはなぜわざわざ波紋を呼ぶことが予想されるチプ・ポレに移動したのだろうか。ラマ・クランの放牧地沿いに移動を進めるならば，ゴアンやキャンモで放牧して，そのままバサ谷へ入ればよかったはずである。そうできなかったのは高山草地に着いたのが例年より早すぎたためである。1998 年，G1 氏らはゴアンに 6 月 23 日（アサール月の 10 日），チプには 6 月 26 日（アサール月の 12 日）に到着している。バサ谷への移動はシェルパとの取り決めで，7 月中旬（サウン月 1 日目）を目処とするので，2 週間早いのである[28)]。ゴアンとキャンモは放牧キャンプ②の G3 氏らが G1 氏らよりも先に放牧しており，すでにどこも草が食べられていて，放牧地の状態はよくないという。

しかも，前年の 1997 年には，N1・N2 兄弟が G1 氏らと共同放牧していたので，ゴアンからバサ谷へ移動するまでツォカワの放牧地を利用することができた[29)]。だが，1998 年，N1・N2 兄弟らは G1 氏らとは別々に行動しているため，ツォカワの放牧地を使うことができない。そこでチプとなったのである。

チプ・ポレで放牧するにあたり，G1 氏らの放牧キャンプ内部でも意見がわかれた。だが，他に放牧地もなく，やむなくチプ・ポレで放牧することしたのである。移動にあたり，彼らは G18 氏らに遠慮し，放牧もできるだけ尾根をはさんだ西側，つまりラマ・クランの共有林内で済ましている。また，彼らは G18 氏らのために，チプ・ポレの半分を放牧せずに残しておいたという。

以上の事例からわかることをまとめれば次の 3 点になる。

1）テリトリーは優先的な利用者以外にも開かれている。テリトリーには優先的な利用者が存在するが，それ以外の人でも，優先的な利用者と共同放牧することで，そのテリトリーを付随的な利用者として使うことが可能である。

2）テリトリーを利用するにあたり，優先的な利用者との交渉は不可欠である。事前に交渉をおこなえば，共同放牧としての利用も可能である。一方，交渉の省略はテリトリーの侵犯となり，両者に遺恨を残すことにもなる。テリトリーの侵犯に対する報復は厳しい。時に住民であるシェルパを巻き込み，移動に支障をきたす事態にも発展することがある。

3）しかも，共同放牧によって，テリトリーの利用者は複雑に変化する。そのなかには，牧夫の移籍や共同放牧のパートナーを変更するなどの理由で放牧地を変更したために，テリトリーの境界を知らない人が存在する。テリトリーに関する知識は利用者が毎年利用することで，蓄積してゆくのである。

羊飼いのテリトリーを考える上で，3）の利用者が変化する点は重要である。そこで以下では，テリトリーの利用者がいかに変化したのか，またそれはどのような理由からなのかを明らかにしてゆきたい。

4.4　放牧地の変更とその理由

表 7 は夏の高山草地において，1996 年から 1998 年までの 3 年間で，どこで誰と放牧したか，利用者の変化を示したものである。牧夫を除く 28 人の主人のうち，3 年間同じ放牧地を利用したのは計 16 人，放牧地を変更したのが 8 人，不明 4 人だった。つまり，主人の 1/3 弱が放牧地を変更しているのである。そこで，次に，放牧地を変更した 8 人の事例を検討しながら，彼らがいかに放牧地を変更したのか。また，なぜ

表 7　高山草地の利用者の変化（1996–1998 年）

	1996 年	1997 年	1998 年
放牧地 I（バサ谷）	G3	G3	G3
	G4	G4	G4
	G5	G5	G5
	S1	S1	S1
	G1	G1	G1
		G2	G2
		T1	T1
		N2	N2
		N1	
放牧地 II（パンゲル尾根）	R1	R1	R1
	G7	G7	G7
	?	?	R2
	?	?	T2
			N1
			G6
放牧地 III（パレ・ファルケ谷）	G21	G21	
	G 9	G 9	G 9
	G10	G10	G10
	G11	G11	G11
			N3
	G8	G8	G8
	G2		
放牧地 IV（ランガテ）	G12	G12	G12
	G13	G13	G13
	G14	G14	G14
	G15	G15	G15
	?	?	M1
	?	?	G16
放牧地 V（ラサ・シンブール）	G18	G18	G18
	G6	G6	
			G17

変更したのか，聞き取りをもとにその経緯を述べてゆく。

事例 11　G2 氏の例

G2 氏は，1996 年にパレ・ファルケ（放牧地 III），1997 年にバサ谷（放牧地 I）と放牧地が変わっている。また，表にはあらわれていないが，G2 氏は 1994 年と 1995 年にバサ谷（放牧地 I）で放牧していたという。一連の放牧地の変更は彼の負債と関

係している。1995 年，G22 氏が病気で羊飼いを引退した後，G2 氏が G22 氏から借りていた負債を G21 氏が肩代わりした。これに伴い，G2 氏は G21 氏と移動をともにすることになり，バサ谷（放牧地 I）からパレ・ファルケ谷（放牧地 III）へ放牧地を変更した。翌 1996 年，G2 氏が G21 氏から借りていた負債を G1 氏のムリゴタラである r4 氏が肩代わりした。r4 氏は翌年サウジアラビアへ出稼ぎにゆくために，24,000 ルピーを G2 氏に貸し，ともに放牧するよう願い出たのである。このため，G2 氏は r4 氏の主人である G1 氏らと移動することになり，再びバサ谷（放牧地 I）で放牧することになった。1997 年，r4 氏が出稼ぎにゆくため引退した後，G2 氏が r4 氏から借りた負債は G1 氏が肩代わりしたが，G2 氏の放牧地に変化はない。

事例 12　T1 氏の例

T1 氏は 1997 年よりバサ谷（放牧地 I）で放牧するようになった。これは牧夫雇用問題のこじれによる。すでに述べたように，1997 年 4 月に T1 氏の牧夫が逃亡したため，彼は G1 氏や G2 氏らと移動をともにするようになったからである。G1 氏や G2 氏との共同放牧に伴い，T1 氏の放牧地も変わっている。1996 年以前，T1 氏はジュンベシ谷のずっと南にあるラムチェ尾根（表 7 の枠外）で放牧していたという。ちなみに T1 氏の場合，G1 氏らと放牧を共同した結果，夏の放牧地だけでなく，冬の放牧地も変更している。1996 年以前，彼はそれまで村近くのドゥドゥコシ川流域で冬の間放牧していたという。ところが，G1 氏や G2 氏らと冬も移動をともにするようになり，T1 氏はマハーバーラト山脈で放牧するようになった。

事例 13　G21 氏の例

事例 7 で述べたように，G21 氏は 1997 年以前，パレ・ファルケ谷（放牧地 III）で放牧していた。ところが，1998 年 2 月，冬の放牧地で牧夫が次々と辞めていったため，放牧道具や羊を売り，羊飼いを辞めた。つまり，G21 氏の例は，牧夫雇用問題のこじれを原因に，放牧地を使わなくなったことになる。

事例 14　N1・N2 兄弟の例

N1・N2 兄弟は，1996 年以前，バサ谷の西隣にあたるドゥドゥクンド谷（表 7 の枠外。位置は図 6 を参照）で放牧していたという。彼らがバサ谷（放牧地 I）で放牧するようになったのは 1997 年からである。これは家族の問題のためであるという。1997 年夏，N2 氏の妻がパプルの病院に入院した。このため，看病や子供の世話のた

めに交代で家に帰れるよう，G1 氏や G2 氏らと合流して放牧したという[30]。

翌 1998 年，同兄弟は，N2 氏の妻が退院した後もドゥドゥクンド谷（表 7 の枠外）へは戻らず，ジュンベシ谷で放牧している。しかも，この年，彼らは兄弟別々の放牧地で夏を過ごしている。兄の N1 氏は友人の R1 氏と合流し，パンゲル尾根（放牧地 II）へ向かった。一方，弟の N2 氏は G3 氏らと合流し，前年と同じバサ谷（放牧地 I）で放牧している。これは兄弟同士の関係がもつれて分裂したためだという。したがって，N1・N2 兄弟の場合，家族の問題と兄弟関係のもつれという，2 つの要因が放牧地の変更に影響したことがわかる。

事例 15　G18・G6 兄弟の例

G18・G6 兄弟は，1996 年と 1997 年，ラサ・シンブール（放牧地 V）で放牧している。しかし，1998 年夏，ラサ・シンブール（放牧地 V）で放牧しているのは兄の G18 氏だけで，弟の G6 氏は R1 氏らに合流し，パンゲル尾根（放牧地 II）で放牧している。1997 年冬，兄弟は分裂し，兄である G18 氏は G17 氏らと合流し，シンドドゥリ郡で放牧したという。その後，兄弟は春の北上の途上で合流したが，再び分裂した。このため，1998 年夏には兄弟別々の放牧地を利用することになったのだという。したがって，G18・G6 兄弟の例も，兄弟関係がもつれて放牧地を変更したといえる。

事例 16　G17 氏の例

G17 氏は 1997 年までパレ・ファルケ谷（放牧地 III）の東隣にあるパム尾根で放牧していた。しかし，1998 年には G18 氏とともにラサ・シンブール（放牧地 V）で放牧している。これは G18・G6 兄弟の分裂のためであることに加え，周囲で放牧する G12 氏や G15 氏とのトラブルのためであるという。このため，G17 氏は G18 氏と合流し，パム尾根からラサ・シンブール（放牧地 V）にやってきたのである。先に G18 氏がテリトリーを侵犯されても，G17 氏に土地勘がなかったのもこのためである。

以上にみるように，放牧地の変更はおもに次の 5 つの理由から生じている。負債（ニルベジ）（事例 11），牧夫雇用問題のこじれ（事例 12，13），家族の問題（事例 14），兄弟関係のもつれ（事例 14，15），周囲で放牧する羊飼いとのトラブル（事例 16），の 5 つである。放牧地の変更は，村に残る家族や主人＝牧夫関係，あるいは他の羊飼いとの人間関係など，彼らを取りまく個人的な社会関係から生じている。このため，ある放牧キャンプでの人間関係をめぐるトラブルが放牧キャンプの離合集散に

表 8「空いた放牧地」の継承 1

	1995 年	1996 年
放牧地 I （バサ谷）	G22 G2, G15 G3 G4, G5, S1	G1 G3 G4, G5, S1
放牧地 V （ラサ・シンブール）	G1 G18 G6	G18 G6

・下線は優先的な利用者をあらわす
・聞き取りによる

つながり，ひいては放牧地の変更に反映するのである。この点で，「どこで放牧するかは誰と放牧するか」なのである。

4.5 「空いた放牧地」の継承

テリトリーは，ある優先的な利用者の引退に伴い，継承されることもある。そこで，以下では，ある羊飼いの引退に伴うテリトリーの継承例について検討する。

表 8 は 1995 年から 1996 年にかけて，夏の高山草地バサ谷（放牧地 I）とラサ・シンブール（放牧地 III）におけるテリトリーの変更を聞き取りによって示したものである。

事例 17　G22 氏の引退に伴う「空いた放牧地」の継承：1995 年から 1996 年

1995 年，バサ谷（放牧地 I）では G3・G4・G5 兄弟，G22 氏，G2 氏，G15 氏らが放牧していたという。このうち，G3 氏らと G22 氏がバサ谷で放牧していたのは長く，羊飼い仲間によれば，すでに彼らの父の代にはバサ谷を利用していたという。このため，「バサ谷は G3 氏と G22 氏の放牧地（kharka）」だったという。

その後，同じ年の 9 月に G22 氏は病気のため，羊飼いを引退している。G22 氏は引退に伴い，G21 氏や G15 氏らに羊を売っている。残された少数の羊は G22 氏の弟である G16 氏が G15 氏らと放牧している。G22 氏が引退したことで，羊飼いはバサ谷（放牧地 I）の放牧地が「空いた」という。

翌 1996 年，バサ谷（放牧地 I）で放牧したのは G3 氏らと G1 氏であった。G2 氏は自分の借金を肩代わりした G21 氏らと合流し，パレ・ファルケ谷（放牧地 V）へ移動している。また G15 氏は妻の父である G12 氏らに合流し，ランガテ尾根（放牧地

IV）へ移動している。

一方，G1 氏がラサ・シンブール（放牧地 V）からバサ谷（放牧地 I）へ移動したことで，ラサ・シンブール（放牧地 V）の放牧地は「空く」ことになった。1996 年，G1 氏がバサ谷（放牧地 I）へ移動した後にラサ・シンブール（放牧地 V）へ放牧にやってきたのは G18・G6 兄弟だった。

この事例からわかることをまとめれば，次のようになる。

1）テリトリーの優先的な利用者の引退に伴い，テリトリーに空白ができる。このような放牧地を羊飼いは「空いた放牧地」（khālī kharka）という。

2）「空いた放牧地」には誰かが参入する可能性がある。G22 氏の引退に伴い，バサ谷（放牧地 I）にやって来たのは G1 氏である。したがってこの段階で G1 氏は引退した G22 氏の「空いた放牧地」，すなわち，テリトリーの優先的な利用者を継承しているとみなすことができる。

3）「空いた放牧地」はテリトリーの優先的な利用者が放牧地を変更することで生じることがある。たとえば，G18・G6 兄弟が放牧していたラサ・シンブール（放牧地 V）は 1995 年までは「G1 氏の放牧地」であり，彼らは優先的な利用者である G1 氏と共同放牧することで彼のテリトリーを利用していたにすぎなかった。だが，翌 1996 年，G18・G6 氏兄弟は G1 氏がバサ谷（放牧地 I）へ移動した後でもラサ・シンブール（放牧地 V）へ放牧にやってきている。したがって，この段階で彼らは G1 氏の「空いた放牧地」を継承したとみることができる。

このようにテリトリーの優先的な利用者にあたる羊飼いの引退は周囲で放牧する羊飼いを巻き込み，連鎖的に放牧地の移動をもたらすこともある。こうした過程で，それまで共同放牧によってテリトリーを利用していたにすぎなかった人たちがその優先的な利用権，つまり「空いた放牧地」を継承することも起こっている。

では，以上のような「空いた放牧地」の継承がどのような社会関係のなかでおこなわれたのかを次に検討したい。

「空いた放牧地」は親族関係や姻戚関係によって継承されることがある。テリトリーが親族関係によって継承され得ることは明らかである。すでに事例 17 でみたように，テリトリーを父から継承した人がいるからである。たとえば，バサ谷（放牧地 I）の G3 氏や G22 氏のテリトリーはその例である。同様にパレ・ファルケ谷（放牧地 III）の G21 氏と G9 氏のテリトリーも父の代から続くものであるという。

また，テリトリーが姻戚関係によって継承され得ることも，すでにみた事例 17 からもあきらかである。1996 年，G1 氏からラサ・シンブールを継承した G18 氏は G1

表 9「空いた放牧地」の継承 2

テリトリー	1998 年の利用者	テリトリーをめぐる動き
放牧地 III （パレ・ファルケ谷）	（G21）	引退したが，復帰を表明
	G9	引退を表明
	G8	引退を表明
	t5, t6	G8 氏からの独立を表明
放牧地 I （バサ谷）	G1	G1 氏との分離を表明
	T1, G2	
	G3	
	G4, G5, S1	

・下線は優先的な利用者をあらわす。
・聞き取りによる。

氏の妹の夫（juwāī）であった。G18 氏らは G1 氏に共同放牧する限りで利用していたテリトリーを，優先的な利用者である G1 氏がバサ谷へ移動したことで，「空いた放牧地」を継承している[31)]。

では，親族関係・姻戚関係のない人がテリトリーを継承することは可能であろうか？　事例 17 からもわかるように，引退した G22 氏のテリトリーを継承した G1 氏は G22 氏と出身村・民族集団が同じというだけで，直接的な親族関係や姻戚関係にはない。したがって，親族関係や姻戚関係を越えた人々でも，「空いた放牧地」があり，周囲の羊飼いの参入がなければ，テリトリーを継承することも可能なのである。

以上の事例は，聞き取りによるため，具体的にテリトリーの継承をめぐって当事者間でどのような交渉がおこなわれたのかまで，詳しくわかっていない。だが，同様の事例を，1998 年にパレ・ファルケ谷（放牧地 III）で観察することができた。

1998 年 2 月，G21 氏の引退に伴い，パレ・ファルケ谷（放牧地 III）のテリトリーに「空いた放牧地」が生じることになった（表 9）。ただし，同じ年の夏にパレ・ファルケ谷で放牧していたのは G9 氏と G8 氏だけだった。ところが，7 月に G9 氏と G8 氏が引退を表明することで，テリトリーの継承をめぐる動向はにわかに激しくなった。

実際に，彼らが引退することになれば，パレ・ファルケ谷（放牧地 III）のテリトリーは数年以内にすべて「空く」ことになる。このため，G9 氏と G8 氏の引退表明は，パレ・ファルケ谷の周囲で放牧する羊飼いに大きな波紋をもたらすことになった。

パレ・ファルケ谷（放牧地 III）では，G8 氏の牧夫である t5 氏と t6 氏が「来年か

らは自分たちだけで放牧するのだ」と宣言している。これは牧夫である彼らが主人として独立し，パレ・ファルケ谷のテリトリーを継承することを意味する。すでに t5 氏は G9 氏が引退を表明したその日に，G9 氏から羊 100 頭を購入している。t5 氏は，主人である G8 氏が引退しても，自分たちだけで独立し，1 つの放牧キャンプを形成するのだと述べている。

バサ谷（放牧地 I）では，G2 氏と T1 氏が G1 氏と分かれ，一緒にパレ・ファルケ谷（放牧地 III）で放牧するのだという。G2 氏は 4 月に G1 氏のムリゴタラとして採用された t1 氏との折り合いも悪く，チプ・ポレでの放牧の一件にみるように，ことあるごとに対立している。また，彼が G1 氏に対してもこころよく思っていないことは次の語りからもあきらかである。G2 氏はいう。

「だいたい G1 は貧乏人といえるのか。50 ムリも（シコクビエの）収穫がある人が……[32]。それなのに何だ。この間村に帰った時も，背負いかごが来ていない。香草はどうした。（家の農作業をさせるために）牧夫を 1 人まわせ（等と G1 氏は自分にいった）。こっちは 4 人だけでやっているのだ。背負いかごを編むのだって人を雇えば，1 日 150 ルピーにカジャ（軽食）を出さねばならないご時世だっていうのに」（括弧の中は筆者による補足）。

T1 氏も，G1 氏に対して不満があるという。T1 氏は 1 月にカトマンズにいるオイ（姉妹の息子）の通過儀礼に行こうとした所，今は人手が足らないからと G1 氏に反対されて頓挫している。このため，儀礼は数カ月後に延期され，親族からきつく非難されたという[33]。

G2 氏によれば，G1 氏に対する 2 人の憤りは「G1 氏が自分たちを牧夫のように見ている」ためという。牧夫であるのなら，主人に対し，背負いかごや香草を提供しなければならない。だが T1 氏の場合，彼は G1 氏とともに放牧しているだけで，G1 氏の牧夫ではない。したがって，T1 氏が分かれるといえば，放牧キャンプの分裂に対し支障はない。あとは彼自身が労働力を確保し，独立した放牧群を形成するだけの羊の頭数，および放牧地をいかに確保するかという問題になる[34]。羊の頭数も G2 氏とあわせれば 200 頭近くになる。羊飼いは放牧キャンプを形成するにあたり，羊 200 頭から 500 頭前後で一群を形成する。この点から見れば，欲をいえばもう少し羊の頭数を確保したいものの，それだけでも不可能ではない。

G2 氏の場合，出稼ぎに行ったムリゴタラ r4 氏に借りた負債を，主人の G1 氏が肩

代わりしているので，事態はT1氏と比べると複雑である。G1氏からみれば，G2氏には24000ルピーのニルベジ（牧夫雇用契約の1つである無利子の負債）を貸しているのだから，G2氏は自分の牧夫ということになる。だが，G2氏にしてみれば「自分は借金をしているだけで，G1氏の牧夫になったわけでない」という。「まあ利息をつけて3万（ルピー）といったところだろう」と，G2氏はG1氏に負債を返すつもりでいる。G2氏によれば，利子を付けて返せばニルベジは借金となり，G2氏がG1氏と放牧をともにする必要はなくなるのだという。

こうした経緯があり，放牧キャンプが高山草地に到着すると，G2氏とT1氏の2人はドゥドゥクンド谷上部の放牧地に赴き，そこで放牧するマイデル村の羊飼いに羊を売ってくれと頼んでいる[35)]。ただし，2人は「羊を売ってもいいが，9月になり，羊毛を刈り終わってからでないと売らない」といわれ，戻ってきている。宿営地に戻ったT1氏は今後の計画についてこう述べている。「こうなると，いつまでも（羊を）買うといってもしかたない。あまりものをいわず，誰かが売るといったら，すかさずお金を出して買わねばなるまい」。

筆者は1998年7月の段階で高山草地での調査を切り上げたが，これまでの状況から考えると，9月に羊毛を刈り終わり，羊を購入すれば，G2氏とT1氏の2人がG1氏やムリゴタラt1氏と分裂し，共同放牧を解消することはほぼ間違いないだろう。

ただし，パレ・ファルケ谷のテリトリーを主張する彼らの試みが翌年以降成功するかどうかはさだかではない。なぜなら，牧夫t5氏やt6氏，G2氏やT1氏の他にも，「空いた放牧地」をねらっている羊飼いがいないとは限らないからである。たとえば，牧夫が立て続けに辞めたことで失意のうちに引退したG21氏は，再び羊を購入する意志があるという[36)]。G21氏が再び羊を購入し，羊飼いとして復帰すれば，彼が父の代から放牧してきたパレ・ファルケ谷のテリトリーを主張することだろう。また，この他にも，パレ・ファルケ谷の周囲で放牧する他の羊飼いが参入し，「空いた放牧地」を継承することも，十分に起こり得るだろう。

5　考察　放牧キャンプの離合集散と羊飼いの流動性

本論文では，牧畜の担い手となる羊飼い同士の社会関係について，1）放牧キャンプの構成と主人と牧夫の関係，2）テリトリーをめぐる関係を明らかにした。

5.1　放牧キャンプの複雑な成員構成

ルムジャタール村の羊飼いの大きな特徴は，その成員が特定の民族集団やカーストに限定されないことである。彼らのなかにはグルンが多いが，グルン以外にタマン，マガール，ライ，ネワール，チェットリ，シェルパなど，複数の民族集団・カーストなどで構成される。ネパールでは特定の民族集団が牧畜を職業とするわけではなく，インドのように牧畜カーストという言い方がされることもない。たとえば，ネパールでは，羊を移牧するのはグルンに多いが（Pignède 1993; Messerschmidt 1974），筆者が知りうる限りでも，極西ネパールではビヤンスが羊を飼うこともある（Dahal et al 1977; 名和 1997）。中部ネパールのガネッシュ・ヒマール山麓ではタマンが羊を飼う例もあるし（Alirol 1976），東ネパールのカンチェンジュンガ山麓ではチェットリの羊飼いがいる（Ikeda 2005: 25）。

インドでも，実際に牧畜に従事する人は牧畜カーストに限られているわけではない。たとえば，インドのラージャスタン地方では，ライカが牧畜カーストとして有名だが，アヒール，グジャール，シンディー・ムスリムなど，家畜の放牧に関わるカーストにくわえ，高位カーストであるラージプートも羊の移牧に従事する（Kavoori 1999）。

このように「牧畜民」と「農民」の輪郭が不明瞭であり，多様な人々が牧畜に従事するのは，おそらく南アジア各地の移牧に共通する事情であろう。定住村を持たない遊牧民を除き，移牧では定住しつつ家畜を飼養する。このため，「牧畜民」が定住化しても放牧を続けることもあれば，「農民」が移動しながら家畜を放牧することもある。

一方で，多様な民族集団やカーストで同じ放牧キャンプを構成するという例に関しては，これまで報告がない。この点で，南アジアの移牧に関して放牧キャンプの社会構成に関する分析がほとんどないため，現段階で調査地に特異なものなのかは判断できない。しかし，ルムジャタール村の場合，主人間に限定しても多様な出自からなる人々で放牧キャンプが構成されるため，親族集団や姻戚関係だけで放牧キャンプが構成されないことは明らかである。

また，ルムジャタール村の羊飼いの場合，放牧キャンプに明確なリーダーはおらず，かろうじて代表的な人がいるのみである。その理由がなぜなのかはよくわからないが，他地域の羊飼いの例と比較してみると，放牧キャンプの規模が小さい特徴があげられるだろう。

たとえば，インドのラージャスタンで移牧に従事するライカの場合，羊 100–500 頭程度で 1 つの放牧単位をなす。この放牧単位が 13 組集まってともに移動し，キャンプを形成する。家畜の数は羊 6000 頭，ラクダ 42 頭，馬 4 頭にもなり，キャンプの成員は 6 つの村からなるという（Agrawal 1998: 8）。ここでは社会集団の諸分節ごとにリーダーがおり，放牧単位のリーダーはムキャ，キャンプのリーダーはナンバルダール，ほかにキャンプの長老が集まって意志決定をすることもある（Agrawal 1998: 132–133）。

これに対しルムジャタール村の羊飼いの場合，放牧キャンプは 2–5 人程度で構成する。家畜頭数は羊 100 頭から 500 頭，高山草地の場合でも 1000 頭程度である。本稿では，移動と放牧を共同する点で，この単位を放牧キャンプと呼んだが，規模ではライカの放牧単位に相当する。また，その上位組織にあたるものはここには存在しない。ルムジャタール村の羊飼いの場合，11 組の放牧キャンプすべてがともに移動する訳ではないし，ましてやすべての放牧キャンプを統括するリーダーも社会組織もない。彼らはともに移動と放牧を共同することもあるが，そうでない場合，羊飼い仲間として，ゆるやかに関係するのみである。

5.2　主人＝牧夫関係

ルムジャタール村の羊飼いは基本的に男ばかりで妻子を村に残し，放牧に従事する。妻子を放牧キャンプに伴う例も一例あったが，結婚後数年間の間に限られるという。このため，家畜頭数が多くなるなど，牧夫を雇用することになる。この点で，羊飼いは「羊 100 頭につき牧夫 1 人を雇用する」といい，実際にその傾向にある。

このように男ばかりで放牧に従事する例は，ヒマラヤからピレネーまで広く分布するものと思われるが，ヒマラヤ地域に関する限り，中部ネパール，ラムジュン地方に断片的な報告があるだけである。そこでは，世帯の一部成員が牧夫を伴い，放牧に従事している。雇用契約については，テカウネ（委託）にあたるものが見られるが，本稿のジャギール（給与）やニルベジ（負債）に相当するものや，雇用状況についての詳細な言及はない（Messerschmidt 1974）。

ルムジャタール村の羊飼いの例からわかることは，主人と牧夫の関係が不安定であることである。新規に雇用された牧夫の多くは長続きせず，仕事に慣れない，出稼ぎにゆく，などの理由で辞めている。また，なかには金品を盗んだり，借金を踏み倒して逃亡する人もいる。さらに，牧夫を失い，労働力不足に陥った主人のなかには，他の主人との放牧の共同を余儀なくされることもあるなど，主人も雇用に際してリスク

抱えている。

その一方で，辞めてゆくなかで，残る人も少数いることにも注目する必要があるだろう。牧夫のなかには，親子 2 世代にわたって牧夫を務め，主人との信頼を確立する人もいる。また，長期的にみれば，雇用関係を解消し，主人として独立することもあり得るだろう（Barth 1964: 21; Watanabe 2007）。逆にかつて主人をしていた人のなかにも，牧夫として他の主人に雇用されたという人もいる。本稿では，主人と牧夫の区別を雇用関係の有無で判断した。それゆえ，主人と牧夫の関係は流動的であり，その境界を越えることは不可能ではない。

5.3　テリトリーをめぐる関係

こうした放牧キャンプにおける流動的な関係は，テリトリーの利用でも見ることができる。羊飼いは移動する先の住民に放牧料を支払って放牧地を利用するが，羊飼いの間でも「ここは羊飼い○○の放牧地」と呼ばれることがある。本稿では，この「○○の放牧地」を彼らのテリトリーとみなし，テリトリーをめぐる羊飼い同士の社会関係を分析した。

この点で彼らにはテリトリーがあり，優先的な利用者が存在する。このため，優先的な利用者の許可なく先行すれば，テリトリーの侵犯と見なされる。羊飼いのテリトリーは基本的にシェルパのクラン共有林の輪郭を踏襲しており，それらを組み合わせたり，分割することで，放牧地として利用している。ここから羊飼いのテリトリーは流動的であることがわかる。彼らのテリトリーはシェルパの共有林をいくつ利用したかで決まる。したがって，もし彼らが利用したテリトリーの輪郭の年次変化を追うならば，その境界は数年間でも変化がみられるだろう。

一方で，羊飼い同士の社会関係に注目すれば，テリトリーの利用は開かれており，排他的なものではない。付随する利用者も，優先的な利用者と共同放牧することで，そのテリトリーを利用することが可能である。共同放牧は自発的なもので当事者同士の交渉によって成立する。それゆえ，優先的な利用者と付随する利用者の流動的な関係がテリトリーの決定に影響することになる。すなわち，どこで放牧するかは誰と放牧するかなのである。

また，テリトリーの継承に注目すれば，優先的な利用者や付随する利用者などの立場は固定的でないことがうかがわれる。テリトリーの利用権は親族関係や姻戚関係を通じて継承されるが，そうでない例もある。したがって付随する利用者が優先的な利用者になることもできる。逆に人間関係の悪化によって，優先的な利用者が付随的な

利用者になることもある。

このように羊飼いのテリトリーが固定化されにくい点に最大の特徴がある。実際，彼らの間で，特定の親族集団，ないし姻戚関係によるテリトリーが形成されないのは，辞めてゆく羊飼いの親族・姻戚関係にあたる人が羊飼いを継ぎたがらないためでもある。この傾向がいつはじまったのかは明らかではないが，少なくとも出稼ぎなど，羊飼い以外の職業選択が拡大する現在にあっては，ますますテリトリーが固定化されにくくなっているものと思われる。この点に関しては，さらに歴史的な視点からの検討が必要である。

6　結論　羊飼いの流動性

以上のように，放牧キャンプにおける羊飼い同士の関係は流動的である。放牧キャンプの成員は多様な民族集団，カーストで構成されており，親族，姻戚関係に限定されない。羊飼い仲間で放牧することもあれば，牧夫を雇用することもある。羊飼い同士の間に明確なリーダーはいない。主人と牧夫の関係も不安定であり，長続きすることはまれである。放牧キャンプを構成するに際し，個々の羊飼いには選択の余地がある。このため，放牧キャンプは離合集散するのである。

また，こうした流動的な関係はテリトリーの利用という形で空間的に読み取ることもできる。羊飼いのなかにはテリトリーがあるが，テリトリーの利用権のない人も共同放牧によって利用できる。つまり，羊飼い同士の社会関係が空間に投影され，空間的な関係が社会関係に読み替えられているのである。

この点は羊飼いの流動性の範囲を見極める上で重要である。ルムジャタール村の羊飼いの事例は，放牧キャンプの構成とテリトリーの利用権が親族，姻戚関係に限定されない点で，基本的に父系親族集団の枠内で放牧キャンプが構成され，テリトリーの利用が制限されるカシミール地方のバッカルワルとは異なる（Rao 1988; 1992）。ラオはバッカルワルの社会も流動的であるというが，基本的に親族集団の枠内での流動性に留まるのである（Rao 1988:221）。

さらに重要なことは，このような流動的な社会関係が，彼らの社会的な立場が変化する可能性を創出することにある。ルムジャタール村の羊飼いの間では，親族，姻戚関係に限定されず，テリトリーを継承することができるし，状況によっては牧夫が主人として独立し，空いたテリトリーを継承することも不可能ではない。

羊飼いの流動性は，対象とする時間を拡大し，歴史的に検討することでさらに明ら

かになるだろう。本稿ではフィールドワークで確認しえたわずか 2 年あまりの分析に限定するものであるが，それでも羊飼いの社会関係はめまぐるしく変化していた。このため，彼らのライフヒストリーを分析すれば，個々の羊飼いがいかに社会関係を選択し，社会的な立場を築いてきたのかが明らかになるだろう。また，彼らの社会関係の流動性は，利用した放牧地と分かちがたく結びついている。したがって彼らの歴史を知る上では，どこで誰と放牧したのかということも，出来事の記憶を特定する際の指標となるだろう。

謝　　辞

調査にあたっては，文部省科学研究費補助金，味の素食の文化センター，山崎香辛料財団，文部省アジア諸国等派遣留学生制度などから助成を得ました。ネパールでは，トリブヴァン大学社会学・人類学部の Ganesh Man Gurung 先生に調査許可の取得などの便宜をはかって頂きました。調査地では，Krisna Bahadur Gurung 氏をはじめ，羊飼いの方々に長い間お世話になりました。帰国後には，総合研究大学院大学の先生方や院生の方々と討論したことが，本論文の資料をまとめる際に役立ちました。また，鹿野勝彦先生（金沢大学），石井溥先生（元東京外国語大学），溝口常俊先生（名古屋大学），池谷和信先生（国立民族学博物館），田口理恵氏（東海大学），清水郁郎氏（大同工業大学），平川智章氏（兵庫県立淡路看護専門学校），林耕次氏（国立民族学博物館外来研究員）には，初期の草稿に対しアドバイスを頂きました。本論文の一部は，2003 年の日本文化人類学会（京都文教大学大会）と国際人類学民族学会（フィレンツェ大会）で発表し，多くの方々から意見を頂きました。最後に査読者の方々のていねいなコメントは改稿の際に大変参考になりました。以上の方々に心よりお礼申し上げ，謝辞としたいと思います。

注

1）　ネパール語の辞書では goṭhālo と記載されているが（Turner 1980 (1931): 148; Pradhan and Pradhan 1983: 145; 三枝 1997: 227），ルムジャタール村や羊飼いの日常会話では，語尾は o ではなく a と発音されている。また，村でも教育を受けた人のなかは，飼養する家畜の大半がメス羊であることを強調し，羊を女性形にして bheḍī goṭhālo と表記する人もいる。なお，本稿でネパール語のローマ字転写表記をする際には，石井や三枝の方式をとった（石井 1986；三枝 1997）。また，上記のような例外を除き，つづり字は三枝の辞書を参照した。

2）　同様にネパール語では，ヤクを放牧する人を「ナク・ゴタラ」（nak goṭhāla），牛や水牛を放牧する人をそれぞれ「ガイ・ゴタラ」（gāī goṭhāla），「バイシー・ゴタラ」（bhaīsī goṭhāla）と呼ぶ。ナクとはメスのヤクのことであり，ガイやバイシーもそれぞれメス・ウシ，メスのスイギュウを意味する。一般に○○ゴタラと呼ばれる場合，定住村から日帰りで家畜の放牧する人々をさすことは稀である。村を離れ，ゴートと呼ばれる仮小屋に寝泊まりしながら家畜を放牧する人々だけが○○ゴタラと呼ばれている。

3）　ゴート同様，ゴタラもまた多義的な言葉である。ゴタラは広義には「羊飼い一般」をさすが，狭義にはいわゆる「雇われ牧夫」をさすからである。そこで本論文では前者の広義にいうゴタラは「羊飼い」と呼び，牧夫と言及する時には，後者の狭義にいう「雇われ牧夫」だ

けをさすこととする。すなわち，「たとえ自らが所有する羊を飼養していても，他人に雇用されていれば牧夫」である。

4） ネパールにおけるカースト体系では，バフン（ブラーフマン）やチェトリ（クシャトリヤ）など，いわゆるパルバテ・ヒンドゥーの高位カーストを頂点とし，ダマイ・カミ・サルキなど，パルバテ・ヒンドゥーの不浄カーストに属する人々を底辺とする序列が形成されている。このなかで，グルン，タマン，ライ，マガールなど，チベット・ビルマ語系の民族集団はこの序列の中間に位置づけられている。このため，彼らは中位カーストとも呼ばれており，パルバテ・ヒンドゥーの高位カーストとならんで浄カーストに位置づけられ，不浄カーストとは区別されている。ネパールのカースト体系における理念では，浄カーストに属する人々が不浄カーストに属する人が調理した食事を食べることは，「ケガレる」（juṭho pārnu）行為とされる。

5） より正確に述べれば，家畜頭数が多い主人も彼 1 人が所有する家畜だけで群れを構成しているわけではない。なぜなら彼らの放牧キャンプが飼養する家畜のなかには，若干ながらも彼らの雇用する牧夫が所有する家畜も含まれているからである。したがって牧夫所有の家畜を含めれば，いずれの放牧キャンプも複数の世帯が所有する家畜を一群のもとに放牧していることになる。

6） この 200–500 頭という数について，はっきりとした根拠はわからない。移動における物資や食糧の輸送，あるいは放牧に要する人手が考慮されたものと考えられる。また，休閑中の畑に施肥をする上での効率が反映されているのかもしれない。いずれにせよ，羊飼いは経験的にその位の数が適当であると考えており，この点が放牧キャンプの構成に反映していると思われる。

7） 放牧キャンプ③が分裂し，このうちの③ a（N2 氏）が放牧キャンプ①＋②に合流したため。また，放牧キャンプ⑤の牧夫 t5 氏（主人は G8 氏）の家畜頭数は 7 月に G9 氏から家畜を購入したため，増加している。これらの過程については，のちに 4.5 で詳しく分析する。

8） G3・G4・G5 兄弟や N1・N2 兄弟の場合，村にある彼らの家は同じ屋敷地のなかに隣接している。

9） 正確には，G18 氏は G1 氏の母が異なる妹の夫に相当する。また，G8 氏は G1 氏の父方平行イトコ（父の兄弟の娘）の夫であり，実の妹の夫ではない。このようにキョウダイ関係を拡大して用いられる用法はしばしばルムジャタール村でもみられている。

10） 本稿では G13 氏や G14 氏のように世帯主とともに移動している家族も，労働力とならない子供を除き，主人としてある。これは本稿では牧夫として雇用されてない人をすべて主人としているためである。

11） ムリは「中心・長・リーダー」を示す形容詞である。あえてムリゴタラを日本語に訳すなら「牧夫頭」となるが，本論文ではそのまま現地名を用いることにする。なお，放牧キャンプ⑥の牧夫 m3 氏や牧夫 h1 氏のように，牧夫が 1 人しか雇用されていない場合でも，ムリゴタラと呼ばれる。

12） 牧夫の経験がなくても「荷物を担げる」ため，2 年間で羊 10 頭の給与が支払われた人もいる。

13） 羊 1 頭が 800 ルピーというのは，羊飼い同士での取引の価格である（1997–1998 年時点）。仲買人や移動する先の住民に肉として売る場合，肉付きをみて値段が決まるため，1 頭あたり 1200–2000 ルピーまでの差がある。また，死亡した羊の肉は値段が安くなる。1 頭あたり 400–600 ルピーで取引がまとまることが多いが，買い手が付かないこともある。畜産物の取引については，（Watanabe 2005）を参照。

14） 牧夫が主人から 1 年で支給される服はダウラと呼ばれる上半身を覆う木綿のシャツ 1 枚，カットゥーと呼ばれる半ズボン，ゴム製の長靴 1 足である。また，寝具兼防寒具として羊毛で作ったグムラーリ，雨具として市販のビニールシートも全員に支給される。この他に主人によっては，イェスティーコートと呼ばれる木綿のチョッキを牧夫に支給することもある。基本的にそれ以上の衣類や装備が必要な場合には牧夫自身が自分で購入することになる。たとえば，薪刈りに使うククリ（山刀）や防寒具などがその例に相当する。

15） 実際には，牧夫は主人に借金や給与の前借をすることが多く，長く勤めた牧夫に顕著であるという。借金の理由としては，ささいなものでは自分の山刀を買うために主人から借金をすることもあれば，家族や親族の葬式や結婚式へ出席するため，主人に現金を借りて村に戻ることもある。こうした負債は年季が終わり，羊を処分する際に精算される。

16） 羊 1 頭から採れる羊毛は約 0.6 kg である。羊毛は 2.4 kg あたり，250 ルピー程度で取り引

きされる。羊毛の利用法については，詳しくは（渡辺 2003）を参照。

17） なお，筆者がルムジャタール村で聞き取った例では，年利 36.5% の借金とは元本 1000 ルピーに付き 1 日 1 ルピーの利息がかかるものとして計算されている。この利率は 10 日で 1%，月利（30 日）では 3% になるため，「100 分の 3」（saykaḍā tīn）と呼ばれることもある。なお，牧夫らの話では，彼らの村では「100 分の 5」（月利 5%。年利では 60%）や「100 分の 10」（月利 10%。年利だと 120% ！）の高利貸し付けがおこなわれることもあるという。

18） のちに事例 5 で述べるように，t16 氏は雇用されて 1 年後の 1998 年 3 月に牧夫を辞めている。このため，1998 年 8 月時点での放牧キャンプの構成を示した表 1 には彼の名前はない。

19） G21 氏も 1998 年 8 月以前に羊飼いを辞めた。このため，表 1 には彼の名前はない。また，彼が羊飼いを辞めた理由についてはのちに事例 6 で述べる。

20） なお，新規で雇用される牧夫の多くは 10 代半ばであるが，放牧キャンプ⑤の牧夫 m2 氏のように，まれに 40 代を過ぎた未経験者が牧夫として雇用されることもある。

21） 新規で雇用される牧夫のほとんどは冬の放牧地となる村々の出身者であり，他の地域出身の牧夫は彼らの家で羊を飼っているなど，なんらかの形で以前に羊の放牧に従事していた経験を持つ傾向にあるようである。

22） G1 氏がムリゴタラ r4 氏の出稼ぎに対し，具体的にどれだけの金額を貸したのかは明らかではない。ある羊飼いによれば，その額は 10 万ルピーを下まわることはないとのことである。また，G1 氏の行為が r4 氏に対する援助なのか，運良く r4 氏が出稼ぎに成功したときの回収を見越しての投資なのか，判断がつきかねる。ただし，r4 氏の旅立ちを満面の笑みで喜んでいたところから判断するに，旅費の用立てが功利的であったにしても，G1 氏が r4 氏を放っておけなかったことはたしかである。

23） 別の文脈では，「他人の羊を数えると，恨まれて呪術をかけられるかもしれないので，数えてはならない」と諭すときにも，このフレーズが用いられる。

24） これまでテリトリーはさまざまに定義されてきたが，そのなかには，「いくぶん排他的に利用されるエリア」などのように，テリトリーの排他性を強調するものが主だった（Dyson-Hudson and Smith 1978; Casimir and Rao 1992）。一方で，テリトリーの定義に「排他的な利用」という意味を含めない研究もある。たとえば，キャッシュダンは「そのなかで住人が 1 つないしより多くの環境の資源利用をコントロールしたり，制限したりするエリア」とテリトリーを定義している（Cashdan 1983: 50）。これは，狩猟採集民や牧畜民の社会では，離合集散によってゲストがホストとともに移動することで，ホストのテリトリーを利用することがよくあるからである（Ingold 1986: 134–135）。本稿ではキャッシュダンやインゴルドにならい，テリトリーの定義から排他性を削ることにした。すなわち，「ある利用者が資源を優先的に利用できるエリア」がテリトリーである。

25） 1996 年以前，カンバチェ・クランの放牧料はベニ村のミザールが徴収していた。1997 年以降，サムダイ（森林利用者組織）が導入されたことに伴い，G18 氏はミザールと交渉し，ベニ村の小学校に寄付という形で納めている。シェルパの共有林へのアクセスとその変化については（古川・渡辺・土屋 2000）を参照。

26） こうした知らせは荷上げや村との行き来で山を上下する羊飼いからもたらされる。羊飼いは他のキャンプがどこで宿営し，放牧しているか，常に情報に気を配っている。この事例の場合，結果的に騒動のもとになった情報を伝達したのは筆者ということになる。G18 氏は G1 氏らのキャンプに滞在していた筆者と牧夫に「どこから来たのか？」と彼らの宿営地の位置を訊ねた。

27） 以下の会話はメモをもとにあとで書きおこしたものである。

28） これは高山草地の解禁日がシェルパとの取り決めでおこなわれていた頃の名残りであると思われる。バサ谷では 1990 年代中頃まで，7 月中旬（サウン月の 1 日目）にならないと家畜を移動させないとの取り決めがあった（稲村・古川 1995）。この取り決めは 1996 年時点では半ば有名無実化している。1998 年には，G1 氏らの放牧キャンプは 7 月 9 日（アサール月 25 日）にバサ谷の高山草地であるチャルンカへ移動している。これはシェルパが 7 月 8 日（アサール月 24 日）に移動するとの知らせを受けて，それまで移動を待ったためである。

29） 1998 年に G1 氏らがツォカワの放牧地を利用しなかったことには理由がある。N1・N2 兄弟によれば，ツォカワの放牧料はタレリ村のミザールに支払うという。タレリ村はソル地方の南部に位置し，G1 氏や G2 氏のように冬の放牧地であるマハーバーラト山脈へ南下する多くの羊飼いにとって，移動経路から外れることになる。一方，ソル地方の南東部を冬の放牧地とする N1・N2 兄弟の場合，春の北上の途上でこの村に立ち寄り，畑を肥やしてゆくと

いう。このため，G1 氏らは N1・N2 兄弟と共同放牧をしていない 1998 年にはツォカワで放牧をしなかった。

30） なお，彼らも T1 氏同様，冬にマハーバーラト山脈にゆかない羊飼いである。だが，G1 氏や G2 氏らと放牧を共同するのは針葉樹林帯から高山草地に滞在する夏の間だけである。このため，彼らの場合，G1 氏らと共同放牧をしても，冬の放牧地に変更はない。

31） また，羊飼い仲間によれば，調査時点では G8 氏が利用しているチュレム尾根（針葉樹林帯）も，以前は G18 氏らが利用していたテリトリーであったという。また，G8 氏も G1 氏のジョイン（妹の夫）であることから，もともとは G1 氏が利用していたテリトリーが G1 氏から G18 氏，そして G8 氏へと姻戚関係を通じて継承された可能性がある。

32） 1 ムリ＝約 90 リットル。米 1 ムリ＝約 75.2 kg として換算すると，50 ムリでは約 3760 kg となる。

33） 約 5 ヶ月後の 6 月，T1 氏はキャンプが針葉樹林帯に到着した時点で，彼はカトマンズに行き，無事母方のオジとしての責務を果たして戻ってきた。

34） T1 氏は 1998 年 2 月に牧夫 m1 氏を確保している。M1 氏は G21 氏の牧夫が次々と辞めてゆくなかで最後まで残った牧夫であり，これからも羊飼いとしての仕事を続けてゆく意志もあるという。

35） ドゥドゥクンド谷の上部にはソルクンブー郡の南部にあるマイデル村の羊飼いが放牧にやってくる。彼らは行方不明になった家畜を探しにくることもあり，ルムジャタール村の羊飼いとも日常的に交流がある。

36） G21 氏が引退した経緯は事例 7 を参照。彼は，引退後も，6 月にはラワ村の羊飼いの放牧キャンプを訪ねて羊の購入をはかっている。結果的にみれば，この時彼は羊を購入できずに村へ戻っているが，羊毛を刈り終えた 9 月には羊の売買がおこなわれるため，彼が羊を購入することは不可能ではないだろう。

文　　献

Agrawal, A.
1998 *Greener Pastures: Politics, Markets, and Community among a Migrant Pastoral People*. Durham and London: Duke University Press.

Alirol, P.
1976 Animal Husbandry in the Ganesh Himal Region, *Contribution to Nepalese Studies* 38 (1): 47–61.

Barth, F.
1956 Ecological Relationships of Ethnic Groups in Swat, Northern Pakistan. *American Anthropologist* 58: 1079–1089.
1964 *Nomads of South Persia: The Bassri Tribe of the Kameh Confederacy*. Oslo: Universitetsforlaget.

Brower, B.
1992 (1991) *Sherpa of Khumbu: People, Livestock and Landscape*. New Delhi: Oxford University Press.

Caplan, L.
1970 *Land and Social Change in East Nepal: A Study of Hindu-Tribal Ralations*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.

Cashdan, E.
1983 Territoriality among Human Foragers. *Current Anthropology* 24 (1): 47–66.

Casimir, M. J.
1992 The Determinants of Rights to Pasture: Territorial Organization and Ecological Constrains. In Casimir, M. and A. Rao (eds), *Mobility and Territoriality*, pp. 153–203. New York: Berg Publishers.

Casimir, M. J. and A. Rao
1985 Vertical Control in the Western Himalaya Some Notes on the Pastoral Ecology of the Nomadic Bakrwal of Jammu and Kashimir. *Mountain Research and Development* 5 (3): 221–232.

Dahal, D. R., A. Manzardo and N. K. Rai.
1977 *Land and Migration in Far Western Nepal*. Kathmandu: Center for Nepal and Asian Studies, Tribhuvan University.
Dyson-Hudson, R. and E. A. Smith
1978 Human Territoriality: An Ecological Reassessment. *American Anthropologist* 80 (1): 21–41.
Ehlers, E. and H. Kreutzmann (eds)
2000 *High Mountain Pastoralism in Northern Pakistan*. (Erdkundliches Wissen 132). Stuttgart: Franz Steiner Verlag.
Fürer-Haimendorf, C. von.
1975 *Himalayan Traders: Life in Highland Nepal*. London: John Murray.
古川　彰・稲村哲也
2000「ジュンベシ谷の夏の祭り──ヤルジャン」山本紀夫・稲村哲也編『ヒマラヤの環境誌──山岳地域の自然とシェルパの世界』pp. 218–232，東京：八坂書房。
古川　彰・渡辺和之・土屋和三
2000「森の利用の変化」山本紀夫・稲村哲也編『ヒマラヤの環境誌──山岳地域の自然とシェルパの世界』pp. 275–294，東京：八坂書房。
Ikeda, N.
2005 *Mobile Pastoralism of Yak/Yak-Cattle Hybrids in the Kanchenjunga Conservation Area, Eastern Nepal Himalaya: Migration Patterns, Sustainability of Fodder Resources Use, and their Relationshis to Conservation Policy*. Ph.D Thesis Submitted to Graduate School of Environmental Earth Science, Hokkaido University.
池谷和信
2006『現代の牧畜民──乾燥地域の暮らし』東京：古今書院。
稲村哲也・古川　彰
1995「ネパール・ヒマラヤ・シェルパ族の環境利用──ジュンベシ・バサ谷におけるトランスヒューマンス」『環境社会学研究』1: 185–193.
稲村哲也・古川　彰・結城史隆
2000「ジュンベシ谷をめぐる人びとと社会」山本紀夫・稲村哲也編『ヒマラヤの環境誌──山岳地域の自然とシェルパの世界』pp. 71–87，東京：八坂書房。
Ingold, T.
1986 *The Appropriation of Nature: Essays on Human Ecology and Social Relations*. Manchester: Manchester University Press.
石井　溥
1986『基礎ネパール語』東京：大学書林
Kavoori, P.
1999 *Pastolalism in Expansion: The Transhuming Herders of Western Rajasthan*. New Delhi: Oxford University Press.
Messerschmidt, D. A.
1974 Gurung Shepherds of Lamjung Himal. *Object et Mondes* 14: 307–316.
名和克郎
1997「ヒマラヤを越えて」石井溥編『アジア読本ネパール』pp. 94–101，東京：河出書房新社。
Oppitz, M.
1968 *Geschichte und Sozialordnung der Sherpa*. (Khumbu Himal 8). Innsbruck-München: Universitätsverlag Wagner Ges.M.B.H.
Ortner, S. B.
1978 *Sherpas through Their Rituals*. Cambridge: Cambridge University Press.
1989 *High Religion*. Princeton: Princeton University Press.
Pignède, B.
1993 *The Gurungs*. Translated by Sarah Harrison and Alan Macfarlane, Kathmandu: Ratna Pustak Bhandar. (Pignède, B. 1966 *Les Gurung*. Paris: Mouton & Co, The Hague and École des Hautes Études en Science Sociales.)
Pradhān, P. and N. Pradhān
1983 *ṭhūlo-nepālī-nepālī-angrejī koś* (*Nepali-Nepali-English Dictionary*). Kalimpong: bhāgyamani

prakāśan.

Rao, A.
1988 Levels and Boundaries in Native Models: Social Groupings among the Bakkarwal of the Western Himalayas. *Contributions to Indian Sociology* 22(2): 195–227.
1992 The Constrains of Nature or Culture? Pastoral Resources and Territorial Behavior in the Western Himalayas. In Casimir, M. J. and A. Rao (eds), *Mobility and Territoriality*, pp. 91–134. New York: Berg Publishers.
1995 From Bondsmen to Middlemen: Hired Shepherds and Pastoral Politics. *Anthropos* 90 (1-3): 149–167.

レグミ，M. C.
1998 『19 世紀ネパールの農業社会』蓮見順子訳，東京：明石書店（Regmi, M. C. 1978 *Thatched Huts and Stucco Palaces*. New Delhi: Vikas Publishing House.）

三枝礼子
1997 『ネパール語辞典』東京：大学書林

Saberwal, V. K.
1999 *Pastoral Politics: Shepherds, Bureaucrats, and Conservation in the Western Himalaya*. New Delhi: Oxford University Press.

Stevens, S. F.
1993 *Claiming the High Ground: Sherpas, Subsistence, and Environmental Change in the Highest Himalaya*. Berkeley, Los Angeles, Oxford: University of California Press.

Tucker, R.
1986 The Evolution of Transhumant Grazing in the Punjab Himalaya. *Mountain Research and Development* 6(1): 17–28.

Turner, R. L.
1980 (1931) *A Comparative and Etymological Dictionary of the Nepali Language*. New Delhi: Allied Publishers.

渡辺和之
1998 「家畜とともに暮らす」佐藤浩司編『シリーズ建築人類学──世界の住まいを読む 1　住まいをつむぐ』pp. 125–142，京都：学芸出版社。
2000 「グルンの羊飼いたち」山本紀夫・稲村哲也編『ヒマラヤの環境誌──山岳地域の自然とシェルパの世界』pp. 199–217，東京：八坂書房。
2003 「粗い羊毛とフェルトのラグ」『染織 α』272: 64–67。

Watanabe, K.
2005 Trading Process of Livestock Products. In Ikeya, K. and E. Fratkin (eds), *Pastoralists and Their Neighbors in Asia and Africa* (Senri Ethnological Studies 69), pp. 153–169. Osaka: National Museum of Ethnology.
2007 Pastoralism within the Household Economy. In Sun, X. and N. Naito (eds), *Mobility, Flexbility, and Potenticial of Nomadic Pastoralism in Eurasia and Africa. ASAFAS Special Paper* 10, pp. 39–52. Kyoto: Graduate School of Asian and African Area Studies, Kyoto University.

吉住知文
1991 「インドヒマラヤの水牛遊牧民グジャール族──その生活と定住化（1）」『一橋論叢』106 (2): 239–264。
1992 「インドヒマラヤの水牛遊牧民グジャール族──その生活と定住化（2）」『一橋論叢』106 (3): 277–283。
2001 「森林保全か放牧権か──植民地期の西ヒマラヤの牧畜をめぐって」篠田隆・中里亜夫編『南アジアの家畜と環境』文部省科学研究費研究成果報告書・特定領域研究（A）「南アジアの構造変動とネットワーク」：1–29。